

「額」と「率」

事業の実績やその成果としての収支を管理するに際して、よく使われるのは「額」と「率」とのどちらであろうか。また、目標をつくる場合にはどうであろうか。先日ある農協で「トップから貯貸率を、地元の銀行や信用金庫と同じ水準である80%にまで引き上げるように命じられた」と伺った。ここでは「率」がまず示されている。

早期是正措置が適用されて以降、金融機関は自己資本比率というひとつの「率」で評価されるようになった。例えば国内業務を行う金融機関であれば4%という比率がラインとなり、それ以上であれば健全とされる。その意味では、今は、「率」によって評価する時代であり、先の貯貸率目標を示したトップの方も同じ考え方にたっているとみられる。

しかし、これとは違う考え方にたって成功しているケースもある。例えば最近話題になっている長崎県のある信用組合では、1組合員から受け入れる預金の最高額は1000万円であり、それ以上預け入れようとする人には銀行を紹介しているという。この信用組合では「額」の管理を基本にしているといえる。

ただし、この組合は「額」のみで経営をコントロールしている訳では決してないようである。というのは、この組合では運用は地域の特定層との取引に特化するという考え方を取っている。その取引者との関係で一定の預貸「率」を確保することを第一とし、それを超えた段階で必要となる預金を集めるのだという。

さらに、この組合では一定の預貸率水準を決めるものはいわば必要収益であり、「額」である。このようにみると、この組合では「率」と「額」という二つの経営管理手段を組み合わせていることがわかる。つまり、手段にも適材適所があり、使い方を誤ればその有効性はなくなる。従って組み合わせる考え方、すなわちその組織の役割を重視しているとみられるのである。

自己資本比率などの比率は単純であるだけに、それのみで評価できるのであれば便利な道具である。しかし、単純な比率であるだけに、それでは示すことができないものや、抜け落ちてしまうものもまた多いのではないだろうか。ともすれば市場原理や競争が強調されるのが最近の流行である。隣りの貯貸率が80%だから当農協もそれを目指す、というのも一つの考え方ではある。しかし、重要なことは果たすべき役割を明らかにし、それを役職員共通の認識とすることではないだろうか。それによってはじめて、「率」や「額」が機能するようになる。

今月のテーマ

環境変化と農協金融

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長 田中久義

農協金融の役割に関連して

農協の貯貸率変化とその要因 田中久義 2

問題点と改革の方向

財政投融资改革と農業金融 斉藤由理子 16

金融自由化後の経営環境への適応方向

平成10年度第2回農協信用事業動向調査結果の概要
平澤明彦 35

談話室

心豊かに暮らす地域の仕組みと
グリーン・ツーリズム

九州大学農学部教授 横川 洋 14

統計資料 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農協の貯貸率変化とその要因

農協金融の役割に関連して

〔要 旨〕

1. 農協金融の特徴のひとつとして貯貸率の低さがある。貯貸率は単純な指標ではあるが、自己資本比率と同様にさまざまに使われ、なかにはこの比率をその金融機関の役割発揮の度合いとする論もある。
2. 農協の貯貸率が低下した、あるいは水準が低い要因として指摘されている点は多岐にわたる。それを集約すれば、農業、制度、事業運営の各要因に分けられる。農業要因には農地の金融資産化といった構造的なものが多く、制度要因には、制度金融の充実や農協への貸出規制などが、また事業運営には、個人金融機関性の強さや事業体質などがある。
3. ところで農協の貯貸率を長期的にみると、70年代半ばまでの上昇期、それ以降90年代初頭までの一貫した下降期、そして、それ以降の緩やかな上昇期に分けられる。この期間区分と貯貸率低下要因との関係を見ると、指摘される要因の多くは 期を説明したものであり、 期における貯貸率上昇を説明できるとはいえない。
4. 90年以降における貯貸率の上昇は、構造的とされた要因では必ずしも説明しきれないという意味で、農協金融が新たな構造に入りつつあることを示している可能性が高い。
なお、貯蓄組合化すなわち余資金融機関という農協の性格は現状についてもあてはまっている。とすれば、農業や個人といった対象の専門性による役割とともに、貯蓄銀行がもつ機能の面から農協金融の役割を考える必要がある。

目次

はじめに

1. 貯貸率をめぐる論点

- (1) 農協の貯貸率の現状
- (2) 貯貸率による役割評価
- (3) 低貯貸率の要因をめぐる諸見解

2. 貯貸率の長期推移と特徴

- (1) 全国値の動き
- (2) 地域別差異

(3) 用途別残高構成比の推移

3. 貯貸率の変化要因

- (1) 農業要因
- (2) 制度要因
- (3) 事業運営要因
- (4) まとめ

おわりに

はじめに

農協金融の特徴のひとつとして貯貸率の低さが指摘されている。これまでの推移をみれば、農協の貯貸率も1970年代半ばまでは100%を超える地域もあったが、その後低下に転じており、その意味ではこの指摘は妥当である。

農協の貯貸率が低下した、あるいは水準が低い要因については、さまざまな分析が行われている。しかし、分析時期の違い等により統一的好であるとはいえず、また、最近時における貯貸率の上昇を十分には説明できないように思われる。さらに貯貸率はさまざまな使われ方があり、一部には貯貸率の水準をもって農協金融の役割を消極的に評価するものもある。

そこで本稿では、農協金融の役割を考えるひとつのプロセスとして、農協の貯貸率に関する論点を改めて整理するとともに、

その要因を極力実証的に検討してみたい。

1. 貯貸率をめぐる論点

(1) 農協の貯貸率の現状

はじめに、農協貯貸率の現状を確認しておきたい。なお、以下では貯貸率算出の分子である貸出金残高には、農協貯金を原資としない共済貸付金および受託貸付金残高を含めていない。

98年3月末における農協の貯貸率は30.5%であった。同時点における他の金融機関の預(貯)貸率は、都市銀行109.9%、地方銀行82.0%、第二地方銀行86.5%、信用金庫71.5%であり、これらに比べて農協のそれは際立って低い。このような水準の大幅な違いが、農協金融は他の金融機関とは異なるという見方につながっていると思われる。

貯貸率とは、ある時点における貯金残高に対する貸出金残高の割合を示すものであ

る。このように単純な比率であるだけに、実際にはさまざまに利用されている。例えば、金融機関経営の立場では調達資金についての貸出金運用割合すなわち収益性の指標として、また地域金融を論ずる立場からは資金の地域還流の度合いを示す指標とされている。このような指標としての貯貸率の使い方が、その金融機関の役割の評価にまでつながっている。

しかし、この単純な比率のみですべてを判断できるかどうかは疑問である。なぜなら、それぞれの金融機関はその性格や取引層等が異なっており、それが貯貸率の水準や動向に影響を及ぼしていることが容易に想定されるからである。

(2) 貯貸率による役割評価

貯貸率の水準の違いが、農協金融の役割に関連してどのように論じられているか、についてひとつの例を示してみたい。住専問題に関連して、この貯貸率を役割発揮のメルクマールとし、農協系統は役割を果たしておらず、市場から退出すべきだとの主張がみられた。その骨子は次のようである。

「農協や信用組合という協同組合金融機関の利点は、差別化が成立しない商品ならば仲間のところに預金を持ち込もうとする心理がメンバーに働いたこと」である。しかし「自由化後は、預金集めのノウハウはまったく評価されなくなり」金融機関に問われたのは、審査の能力や情報生産力であって、「健全な貸し出し資産をどの程度の

増加率で増やせるのか、が見極められたのちに預金の最適な受け入れ量が決まってくる。」「そうした能力を欠く金融機関に業界からの退出を迫るべき」である。^(注1)

要は、貸出能力のない金融機関は役割を果たしているとはいえないとの論であり、貯貸率の低い金融機関は業務を閉じるべき、との主張である。協同組織金融機関のなかでも貯貸率の低い農協金融にとって重大な問題提起ではあるが、それだけに貯貸率がなぜ低いのかについて十分な検証が必要となろう。

(注1) 田中直毅「住専処理は破綻宣告で自由化の原点に戻り金融機関に退場促せ」(朝日新聞8.3.14夕刊 潮流 '96)

(3) 低貯貸率の要因をめぐる諸見解

そこで、農協の貯貸率が低い要因がどのように考えられてきたかについて、農協金融に詳しい4氏の見解を紹介しておきたい。

まず三輪は、貯貸率の分母である貯金が、農地売却により「農業が消えた分が金融資産に変わり、そのいくらかが農協貯金となっている」ことにより増加している。そして「農業者が勤労者になった」ことによって、「農業関係資金を借りなくなった」こと、加えて「農業振興＝農業衰退抑制の制度融資が完備した」ことを指摘し、「農業の衰退を原因として構造的に低い貯貸率になってきた」とする。^(注2)

佐伯は、「農家の農業投資意欲の冷え込み、農協貸付に対する制度的制限、農林公庫の超低利融資との競合、貯金に強

く貸付に弱い農協金融の事業体質などの諸要因が複合的に作用している。これらのうち「特に重要なのは、^(注3)の制度的要因と、^(注3)の体質的要因である」とする。

両角は、「貯貸率の大幅低下」に関して、「農協の貯貸率低下の最大の要因が、農協が農業専門金融機関としての機能、なかでも農業貸出についての機能が大幅に後退したこと」にある。「農協は積極的に非農業あるいは非農家向け貸出を増やすことで、金融機関としての新たな活路を求めてきたが、それでも事態を好転させるにはいたっていない。そして「農協は、一般に、農業専門金融機関としての性格を弱め、むしろ個人の生活面での資金供与を行う地域の金融機関としての性格を強めてきている^(注4)」とする。

青柳は、「貯貸率の低下は直接的には農家組合員の資金余剰の増大による」ものであり、「農村地帯では、農村・農業不況による農家資金および地域資金需要の低迷を反映」している。「都市部における土地売却代金の急増は、組合員の賃貸住宅資金の需要増大もあったが、貯金増加におよばず、貯蓄組合化したこと、「加えて貸出についての規制の存在、そして制度金融の存在^(注5)」を指摘している。

以上のとおり4氏があげる要因は多岐にわたっているが、共通するものも多い。それを筆者なりに類型化すれば、農業、制度、事業運営の3点に集約することができると思われる。

まず第一は農業要因である。農地売却による金融資産化にともなって分母である貯

金が増加したこと。分子である貸出金については、農業投資の冷え込みや農業者の勤労者化により農業資金需要それ自体がなくなったこと。この両者があいまって貯貸率の低下をもたらした、という指摘である。

これらのうち、農業者の勤労者化という指摘は、結果として農業という「業」の部分がなくなり、個人としての金融ニーズだけが残るという意味で農協金融の個人金融機関性をもあわせて示していると思われる。

第二に、制度にかかわる要因である。これについては、いわゆる制度融資の充実とともに農協の貸出に関する規制があげられており、貯貸率に関していえば分子に影響するものである。制度融資については、その充実につれて農協貸出に置き換わった結果、農協の貸出金残高に占める農業資金の割合が低下したことなどが指摘されている。また、代表的な規制として員外利用制限があり、これは組合員制度そのものにもかかわる指摘であるといえる。

第三は事業運営要因である。ここには、個人の生活面での資金供与を行う地域金融機関としての性格の強まり、貯金に強く貸付に弱いという事業体質、が指摘されている。前者に近いものとして、もともと資金余剰主体である個人取引が中心である以上、貯貸率が低いという特性をもっているという見方もある。これは当総合研究所の前身である農林中金調査部が一貫して指摘してきた点である。

(注2) 三輪昌男「農協はなぜ住専にひきずられた

か」農政ジャーナリストの会編『日本農業の動きNo. 118 農協、生き残りへの模索』、26頁以下。

(注3) 佐伯尚美『住専と農協』農林統計協会、249頁以下。

(注4) 両角和夫『農協再編の改革と課題』家の光協会、214頁以下。

(注5) 青柳斉『系統農協金融の変質と理念』『農業と経済』96年5月号、32頁以下。

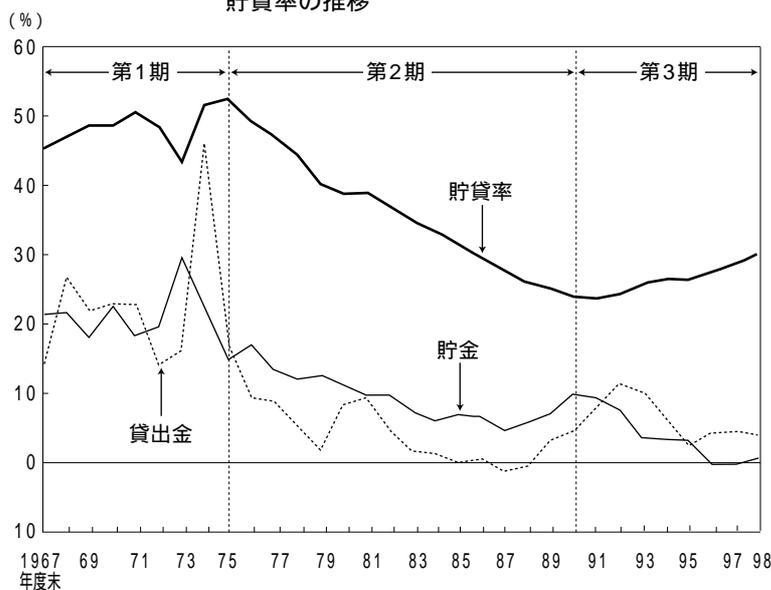
2. 貯貸率の長期推移と特徴

(1) 全国値の動き

現時点における農協の貯貸率の水準は先に示したとおりである。その推移がどのようなものであったかを確認するため、農協残高試算表データを用いて過去約30年間の貯貸率推移および貯金、貸出金の前年比増減率を併せて示したものが第1図である。ここでは、これを利用して農協の貯貸率推移の特徴を明らかにしておきたい。

まず、これまでの推移を大まかにみる

第1図 農協貯金・貸出金残高の前年比増減率と貯貸率の推移



資料 農林中金「農協残高試算表」から作成

と、1967年以降上昇していた貯貸率は75年の52.7%をピークとして低下した。その傾向は91年3月まで続き、同時点の24.0%をボトムとして緩やかな上昇に転じ、現在は約30%強の水準になっている。このように長期的にみると、70年代半ばまでの上昇期、それ以降90年代初頭までの低下期、そして、その後現在にいたるまでの緩やかな上昇期、の三つに分けることができる。

それぞれの時期の特徴を明らかにするため、貯貸率の算式で分母である貯金、分子である貸出金それぞれの動きをみると、次のとおりである。

まず70年代半ばまでは、貯金、貸出金が一定のバランスをもった動きを示しつつ貸出金の動きを反映して貯貸率が上昇した時期であり、以下では便宜上第1期とする。

なお、73年には貯金が、74年には貸出金の

残高増加率が短期的に大幅な上昇をみせているが、この時期は、外貨流入による過剰流動性が問題とされた時期であり、それにともなう物価上昇に対応して急激な引き締めが実施されている。また、この間都市近郊を中心として農地の宅地化が進むとともに、農業面では生産の回復と設備投資の動きがみられる一方、農家経済の一般経済化の進展が指摘された時期である(『農林金融の実情'73年』農林中金調査部)。

その後90年代初頭までは貯金の増勢が貸出金のそれを上回ったため貯貸率が低下傾向を続けた時期であり、同様に第2期とする。

そして90年代では貯金の伸びが停滞する一方、貸出金の増勢が強まった時期とみることができ、この時期を第3期とする。

これらの三つの時期に先に示した諸要因のうちどのような要因が働いたかについては、後で詳しく検証するが、貯貸率の低下要因についての分析であることからみて、主に第2期を念頭に置いたものと推察される。

(2) 地域別差異

貯貸率の推移を地域別にみると、地域間の水準およびその動向はかなり異なる。例えば水準をみると、66年3月時点では北海道が88.6%と最も高く、最も低かった東海(33.0%)の約2.7倍であった。また、98年3

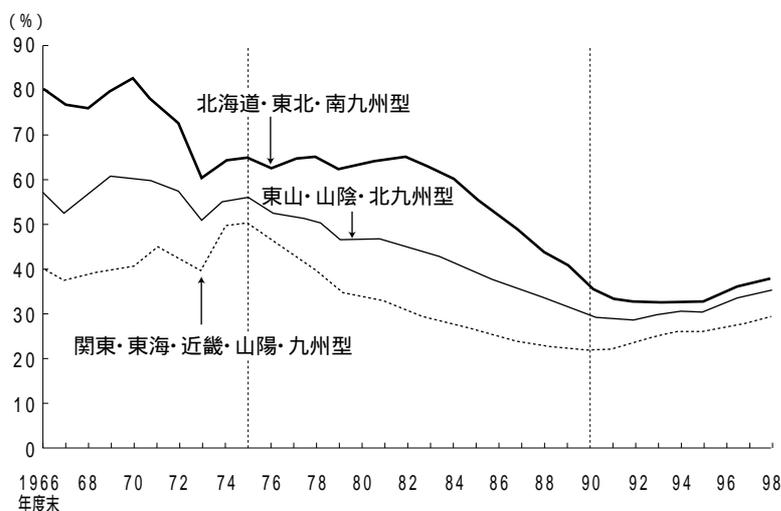
月末時点で最も高いのは沖縄の52.4%であり、最も低い四国(17.4%)の約3倍である。このように、貯貸率の地域差はかなり大きい。

また、地域別に貯貸率の推移をみると、大まかには三つの類型に区分することができる(第2図)。第一は、北海道、東北、南九州に共通したパターンである。これらの地域における貯貸率の動きは、70年ごろまでは80%内外で推移した後、70~73年間に低下して60%台となって以降80年代はじめまではその水準が続いた。その後83年ごろから再び低下し、90年代は40%台で横ばい推移している。これらの地域では、図に示した期間を通じて貯貸率が最も高いこととともに、70年代はじめに貯貸率が急激に低下したことが特徴であり、全国の農協貸出金に占めるシェアは70年の22.7%から73年には18.7%にまで低下している。

第二は、東山、山陰、北九州に共通しているパターンである。70年代初頭まで60%台で推移した後低下を続け、90年代に入り再び上昇している。これは全国値に近いパターンであり、70年代以降一貫して低下している点で第一グループとは異なる動きである。

第三は、関東、東海、近畿、山陽、北九州といった地域で見られるパターンである。これらの地域では75年ごろまで上昇した点が前二者と異なる

第2図 地域別貯貸率の推移



資料 第1図に同じ

り、その後低下傾向に転じ、90年代に入り再び上昇するという形である。これは全国値での動きと全く同様である。

先の期ごとにみれば、第1期における全国的な貯貸率の上昇は第三グループに属する太平洋ベルト地帯の動きを反映したものであり、第2期における低下および第3期における再上昇は各地域に共通した動きである。

以上のように、貯貸率の推移には地域ごとの特徴があり、要因の違いあるいは要因の働き具合に違いがあることを示している。

(3) 用途別残高構成比の推移

つぎに、貸出金の動きが貯貸率の変化をもたらした時期における貸出金の内容を確認するため、用途別残高構成の変化をみることにしたい。

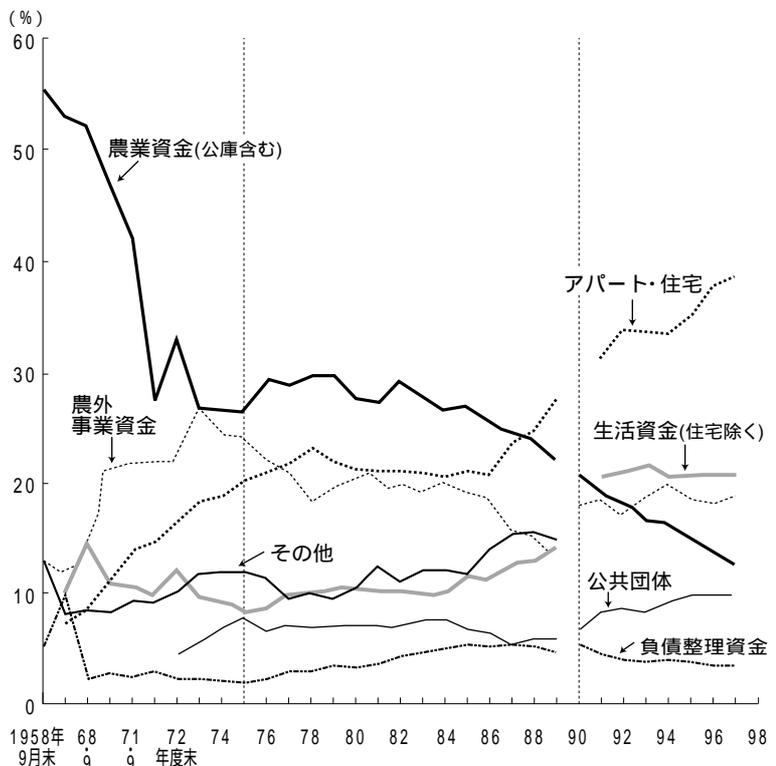
農協の貸出金残高の構成比が貯貸率の動きに応じて類型化した期間ごとにどのように変化したかを、農協信用事業動向調査結果(以下「動向調査」という)を利用して確認しておきたい。動向調査で貸出金の用途別残高構成を取り上げた58年以降の集計結果をまとめたものが第3図である。なお、本調査の貸出金残高には農業資金に受託貸付金を含

めていることに留意いただきたい。

これまでの推移を全体としてみると、農業資金の割合の低下とアパート・住宅関係資金および生活資金のそのの高まりというパターンが明らかである。

まず、貯貸率が上昇して50%台となった第1期の動きをみると、残高割合が50%を超えていた農業資金が30%台にまで急激に低下している(ただし、これは割合の低下であって残高それ自体は増加している)。貯貸率を引き上げたのは、農業資金の割合低下を補って増加した農外事業資金およびアパート・住宅関係資金であった。この時期には70年までの間は農外事業資金が、70~75年

第3図 農協貸出金の用途別残高構成比推移



出典 農林中金総研「農協信用事業動向調査」総研レポート
 (注) 1. 1972年9月までは(財)農村金融研究会調べ。
 2. 90年度以降は計数の変更により、89年度以前と連続しない。
 3. 90年度以降、「その他」はなくなった。

までの間はアパート・住宅関係資金がその割合を高めている。

つぎに、長期的に農協の貯貸率が低下した第2期の動きである。この期間の用途別残高割合の推移の特徴は、はじめの10年間に於いて各用途とも同様の割合を維持していることであり、80年代後半になって再び農業資金の割合低下とアパート・住宅関係資金および生活資金の割合上昇という70年代前半までのパターンが再現されている。

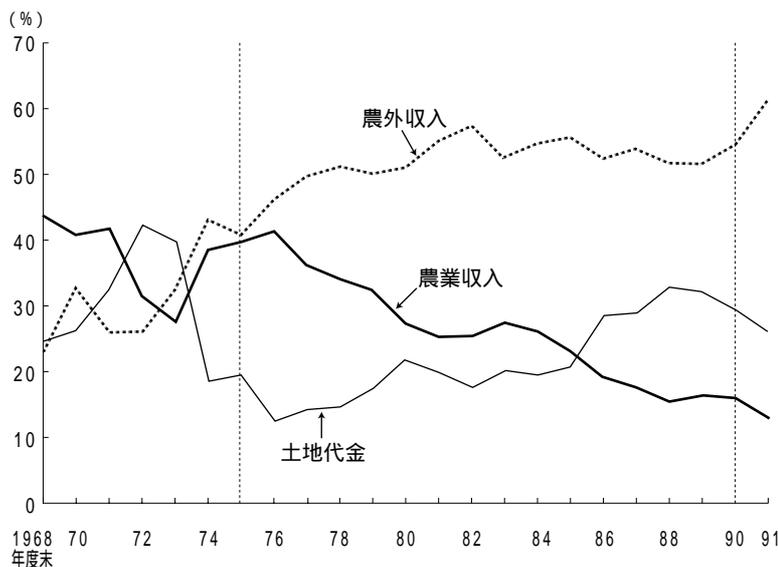
さらに、緩やかに貯貸率が上昇している第3期では、農業関係資金の割合低下が続く一方で、アパート・住宅関係資金の割合上昇が続いている。この資金は90年代を通じて農協貸出金残高シェアがトップであり、約40%の水準に近づきつつある。以上のように、現象としては第1期と同様に農業関係資金とアパート・住宅関係資金との間でシェアの振り替りが第3期でも生じており、その結果として両期とも貯貸率が上昇していることに注目しておきたい。

3. 貯貸率の変化要因

(1) 農業要因

本項では、これまでに示した貯貸率の推移をふまえ、改めて貯貸率の変動要因を検討したい。

第4図 農協貯金財源の源泉別内訳の推移



資料 第1図に同じ

はじめに農業要因である。先に述べたとおり、貯貸率低下の要因として農地の金融資産化にともなう農協貯金の増加があげられている。また、このような要因が貯貸率に影響を及ぼしたのは第1期および第2期であるとみられる。これを検証するため、農協貯金増加額の源泉別内訳の推移を示したものが第4図である。

土地代金の割合に着目すれば次の点を指摘することができる。第一は、73年まですなわち第1期では土地代金の割合が最も高いこと、第二は、ほぼ第2期に相当する86年までの間20%内外の水準が安定的に続いていること、第三は、第3期において再び土地代金の割合が最も高くなっていること、である。

70年代初頭における土地代金割合の急激な上昇は、列島改造論にともなう土地需要の増大を反映したものとみられ、その意味

では一時的な動きである。とすれば、農地の金融資産化という要因が最も働いたのは、土地代金が安定して高い割合を占めていた第2期と考えてよいように思われる。

このことは、地域別貯貸率の推移からも確認することができる。すなわち先に示した第二、第三の地域グループすなわち都市的地帯における貯貸率の低下が、この第2期の特徴であったことがそれを示している。ただし、貯貸率が緩やかに上昇した第3期においても土地代金の割合が高いことには留意しておく必要がある。

(2) 制度要因

つぎに、制度融資の充実と農協貯貸率の関連である。70年以降における農業関係資金の融資残高の推移を示したのが第1表である。

まず、融資残高の動きをみると、全体としては70年に約1.3兆円であったものが85年では約5.5兆円まで増加した後減少に転じ、95年の残高は4.6兆円にとどまっている。その内訳をみると、系統資金の残高は70年では0.4兆円であったが、その後増加を

続け、82年の約1.7兆円をピークとして緩やかに減少し、95年では1.2兆円となっている。これに対して農林公庫資金は70年では0.7兆円であり、その後増加を続けたが87年の約3.9兆円をピークとして減少に転じ、95年では3.1兆円となっている。

このような農業関係資金の動きを先に整理した農協貯貸率の時期的な区分に応じて、そのシェアをみておきたい。まず、農協の貯貸率が緩やかに増加した第1期におけるシェア変化をみると、系統資金が34.3%から39.2%へと4.9ポイント上昇しているのに対し、農林公庫資金のそれは60.7%から58.1%へと2.6ポイント低下している。したがって、少なくともこの期間においては、系統資金との競合があったにせよ、農林公庫資金という制度資金が農協の貯貸率低下をもたらしたとは考えにくい。

つぎに農協の貯貸率が一貫して低下した時期である第2期の動きをみると、系統資金が39.2%から24.0%へと15.2ポイントもの大幅な低下をみせている一方、農林公庫資金は58.1%から72.4%へと14.3ポイントもの上昇を示している。これは、明らかに

系統資金と農林公庫資金とが置き換わったことを示しており、そのことが貯貸率低下の一因となったとみてよい。

さらに、農協の貯貸率が再度上昇している第3期をみる

第1表 種類別農業融資残高の推移

(単位 10億円, %)

		1970年度末	75	80	85	90	95
残高	農林公庫資金	763.3	1,511.9	2,857.3	3,832.0	3,813.5	3,140.8
	その他制度資金	62.2	69.6	118.1	137.6	192.9	199.1
	系統資金	431.5	1,021.7	1,655.6	1,494.0	1,262.4	1,218.1
	合計	1,257.0	2,603.2	4,631.0	5,463.6	5,268.8	4,558.0
シェア	農林公庫資金	60.7	58.1	61.7	70.1	72.4	68.9
	その他制度資金	4.9	2.7	2.6	2.5	3.7	4.4
	系統資金	34.3	39.2	35.8	27.3	24.0	26.7
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 農林水産省「食料・農業・農村の経済計算」

と、農業関係資金の融資残高が全体として減少しているなかにあつて系統資金の割合が2.7ポイント上昇する一方、農林公庫資金は3.5ポイント低下している。このような動きは用途別残高におけると同様に、75年までのパターンが再現されたかたちになっている。

以上のとおり、農協の貯貸率が上昇する時期には農業資金における農協のシェアが上昇し、逆に貯貸率が低下する時期にはシェアも低下するという関係がみられる。このことから、次の2点を指摘することができよう。

ひとつは、農林公庫資金などの制度資金が農協の貯貸率低下をもたらした時期は第2期すなわち75～90年の間であり、それ以外の時期における貯貸率の動きを説明できる要因ではないことである。もうひとつは、農協の農業貸出割合の変動が貯貸率の変化と密接な関係をもっていることである。これは、農業貸出割合が低下する時期にアパート・住宅関係資金割合が上昇していることからみて、土地利用の変化によるものと考えられる。

ただし、第1期と第3期ではその内容が異なっている可能性もあり、今後さらに検討を深める必要があるが、少なくとも第3期において、土地改良区に対する農業基盤整備資金を農協資金によって借り替える動き(注6)が明らかであったことを指摘しておきたい。

(注6) これらの動きについては本誌1998年7月号所収、拙稿「超低金利下における農協金融の変化」を参照。

(3) 事業運営要因

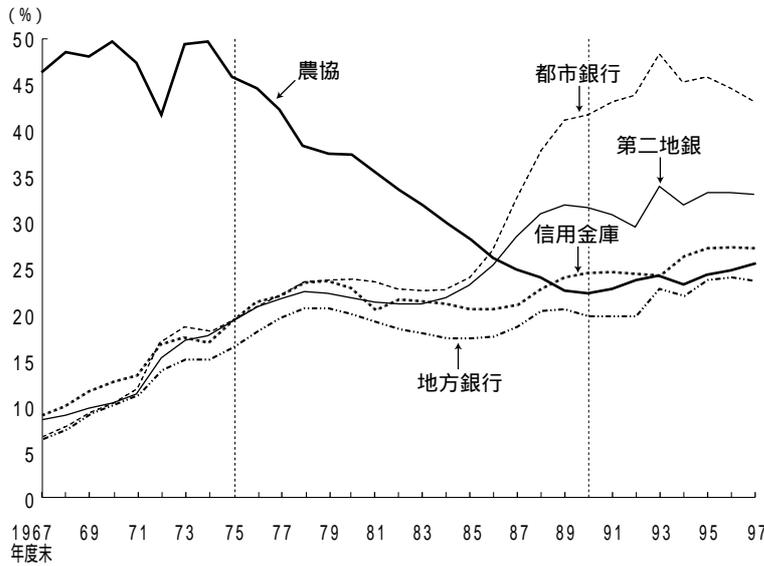
つぎに、貯貸率低下要因として整理した第三のグループのうち、地域における個人金融機関性の強まりを取り上げてみたい。

経済部門としての個人は、恒常的な資金余剰主体とされる。貯貸率は利用者側からみれば、金融資産対借入比率にあたる。資金循環表ベースで98年3月末における個人部門の金融資産残高は約1239.7兆円、金融負債残高は321.0兆円であり、金融資産に対する負債の割合は約26%である。これは銀行など金融機関との取引のみではないため、厳密には貯貸率と同じ意味をもつものとは言い難い面があるが、一応の参考とはなろう。

業態別に個人取引にかかる貯貸率の推移をまとめてみたものが第5図である。みられるとおり、農協を除く各金融機関の個人取引における貯貸率は、当初はかなり低く、これらの金融機関の個人取引は預貯金の吸収手段であったことを示している。その動きを概観すれば、各業態とも70年代までは緩やかに上昇した後、80年代に入り横ばいないしは緩やかな低下傾向を示していた。

ところが、80年代半ば以降における各業態の動きは大きく異なる。すなわち、都市銀行は86年以降急激に個人取引における預貸率を上昇させ、93年の45.8%をピークとしてその後若干低下する傾向をみせている。一方、地方銀行や信用金庫では、都市銀行とは異なって緩やかに上昇している。そのなかにあつて、農協は89年以降地方銀

第5図 業態別個人貯(預)貸率の推移



資料 日銀『経済統計月報』

行や信用金庫と同様の動きを示している。

このように特殊な動きを示した都市銀行などに比べると、農協の貯貸率はかなり低いとはいえ地方銀行のそれを上回るなど、個人取引に限定してみれば他の金融機関並みの水準にあることがわかる。もし、単純に貯貸率のみで役割を判断するものとするれば、他金融機関の個人取引も役割を果たしていないというべきであろう。

いずれにしても、個人取引が中心である以上は、貸出シェアを獲得しない限り、貯貸率はあがりにくいという基本的性格を農協金融はもっていると考えるのはよいのではないだろうか。

(4) まとめ

最後に、これまでの要因整理や、いくつかの要因についての検証の結果をまとめておくことにしたい。

第一は、貯貸率の低下要因としてあげら

れた諸点の多くは、傾向的に低下が続いた第2期、すなわち90年までの動きにあてはまるということである。例えば、制度資金の充実や農地の金融資産化等がそれにあたり、これらの多くは構造的な要因とされている。

第二は、第2期までの動きを説明する要因が必ずしも第3期、すなわち90年代における緩やかな貯貸率上昇を説明できるわけではない点であ

る。例えば、90年までの土地代金のウェイトが急上昇した時期から既に貯貸率の上昇がはじまっているのである。「低下」要因であるから上昇は説明できない、とはいえない。なぜなら、低下要因として指摘されたなかには、員外利用規制や個人金融機関性の強まりなど水準そのものを低位にとどめる動きをもつもの、すなわち構造的な要因が含まれているからである。

第三に、結論として、貯貸率の面からみても農協金融は構造が変化期にあるといえるのではないかと、ということである。それは、第一に指摘したように第2期に特有な構造要因が消失しつつあるとみられること、第3期の貯貸率上昇が賃貸住宅等建設資金という組合員の資産活用にともなって生じていること等がそれを示唆しているように思われる。特に後者は地域的にも広がっており、全国的な動き^(注7)といってよい。とすれば、第3期における貯貸率の動きは

農協金融の役割を改めて考えるひとつの契機と考えることができる。

(注7)(注6)と同じ。

おわりに

本稿を終えるにあたり、貯貸率の動向に関連する残された課題をあげておきたい。それは、貯蓄組合化という指摘である。本稿で検討した貯貸率の低下あるいは水準として低い要因の指摘は、結果的に農協が資金余剰であることを示していることにほかならない。とすれば、貯蓄組合化の意味について、さらに検討する必要がある。

貯蓄組合とは広義の貯蓄銀行の範疇に含められ、次のように定義付けられている。すなわち、「貯蓄銀行とは、庶民に貯蓄を奨励し、その貯蓄資金を預金者への住宅貸付や地域振興に還元することによって、生活の充実、福祉の向上に役立つ庶民のための非営利の金融機関」である。その組織形態

は国によって区々であり、国・公営、株式会社、協同組合等多岐にわたっている。

農協は農業専門金融機関であるとともに、協同組織による地域の個人金融機関として位置付けられてきた。これらは利用者等の「対象の専門性」に着目した役割である。このような位置付けとともに、「機能」面に着目し、貯蓄銀行の役割という側面から農協金融を検討する必要があると考えられ、これについては今後の課題としたい。

(注8)「世界の郵便貯金と貯蓄銀行」, 8頁。

<参考文献>

- ・三輪昌男「農協はなぜ住専にひきずられたか」農政ジャーナリストの会編日本農業の動きNo.118『農協、生き残りへの模索』
- ・佐伯尚美『住専と農協』農林統計協会
- ・両角和夫『農協再編の改革と課題』家の光協会
- ・青柳齊「系統農協金融の変質と理念」『農業と経済』96年5月号
- ・農林中金調査部『農林金融の実情』(各年)
- ・農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫30年史』

(田中久義・たなかひさよし)

財政投融资改革と農業金融

問題点と改革の方向

〔要 旨〕

1. 近年の財政投融资改革の議論を踏まえ、大蔵大臣と郵政大臣の諮問機関である資金運用審議会懇談会の最終報告「財政投融资の抜本的改革について」が97年11月に取りまとめられた。本報告では、財政投融资を必要な分野に限定しスリム化する必要性が述べられているが、その後、景気低迷に対応して、98年12月には財政構造改革の推進に関する特別措置法が凍結され、また貸し渋り対策等に財政投融资資金を積極的に活用する動きもみられる。しかし、これとともに99年度の財政投融资計画では、対象分野・事業の見直しが行われ、また政策コスト分析が導入されるなど、財政投融资改革に向けた取り組みも進められている。こうした取り組みは、最終報告の基本理念等を踏まえたものと考えられ、今後も、最終報告の方向に沿って、財政投融资改革が進められる可能性は高いと考えられる。
2. 最終報告では、規模の肥大化や財政規律面での問題などが財政投融资の問題点としてあげられている。また、改革の方向として、財政投融资の対象分野・事業は厳格に限定していくべきであり、民業補完の徹底や、償還確実性の精査、コストとベネフィットの十分な比較による財政投融资のスリム化に積極的に取り組む必要がある、とされている。
これらの問題点や改革の方向を、農業分野の財政投融资の中心である農林公庫融資についてあてはめると、まず、問題点としては、農業生産資金に占める農林公庫融資残高のシェアは全体の4割程度と高く、かつ長期的に拡大しているなど規模の肥大化がみられること、農林公庫融資の一部には地方公共団体の利子補給や農山漁村振興基金による利子助成がついているため、農林公庫融資に伴う財政負担の総額が一般会計の補給金などでは把握できないことや、農林公庫融資に付随する信用リスクの一部を農協等が負担している場合もあるなど、財政規律の乱れにつながる可能性もあることがあげられる。
3. また、民業補完の徹底という点から農林公庫融資の補完機能について検討すると、まず、量的補完の必要性は過去の人為的低金利政策の時期に比べ小さくなっている。また、質的補完、政策的補完の面でも、民間金融機関単独で対応が可能な分野、あるいは、民間資金に財政によって利子補給や利子助成等を行う等によって、従来の農林公庫融資のなかには民間金融機関による対応が可能な分野が含まれていると考えられる。
コストとベネフィットの分析については、具体的には、農林公庫融資に対して行われている農山漁村振興基金や地方公共団体による利子助成も含めたコストを算出し、農林公庫融資によるベネフィットと比較することが必要であろう。コストという点では、農林公庫資金（直貸、転貸）に延滞が発生した場合のこともあわせて検討する必要がある。

目次

はじめに

1. 「財政投融資の抜本的改革について」の概要

2. 農業分野における政策金融の機能

(1) 社会資本などの提供

(2) 外部経済効果

(3) 長期・固定資金の供給による民間金融市場の補完

3. 農業分野における財政投融資の問題点

(1) 規模の肥大化

(2) 目にみえない財政負担

(3) 長期固定金利に伴う問題点

4. 改革の方向

(1) 民業補完機能の検討

(2) 農林公庫融資のコストの把握について

むすび

はじめに

近年、財政投融資に関する改革の論議が盛んに行われてきた。それらの論議を踏まえて、97年11月には、大蔵大臣と郵政大臣の諮問機関である資金運用審議会懇談会で、最終報告「財政投融資の抜本的改革について」(以下「最終報告」という)が取りまとめられた。

その後、最近の景気の低迷状態に対応して、98年12月には、財政構造改革の推進に関する特別措置法が凍結され、また99年度の財政投融資計画では、景気対策としての信用収縮対策などで財政投融資資金規模の拡大が計画されている。

しかし、これとともに同計画においては、対象分野・事業の見直しが行われ、また政策コスト分析が導入されるなど、財政投融資改革に向けた取り組みも進められている。こうした取り組みは、最終報告の基本

理念等を踏まえたものであると考えられ、今後とも最終報告の方向に沿って、財政投融資改革が進められる可能性は高いと考えられる。

本稿では、最終報告で示された財政投融資の機能、問題点、改革の方向を農業分野における財政投融資のうち農林漁業金融公庫(以下「農林公庫」という)の農業融資についてあてはめ、今後の改革の姿を考える材料としたい。

1. 「財政投融資の抜本的改革について」の概要

最終報告のなかで、財政投融資の機能、問題点、改革の方向がまとめられているので簡単に紹介しておきたい。

まず、「財政投融資については、財政政策のなかで有償資金の活用が適切な分野に対応するという基本的な役割、必要性は将来においても残ると考えられる」としてい

る。すなわち， 財政政策として必要であり，かつ， 有償資金の活用が適切な分野へ対応することが，基本的な役割とされている。

その機能としては， 社会資本などの提供， 外部経済等への対応， 長期・固定資金の供給の3点があげられている。

財政投融资のうち政策金融に関する問題点としては， 規模の肥大化， 財政規律面での問題， 長期・固定金利に伴う問題の3点があげられている。

そして，改革の方向として，今後の財政投融资の対象分野・事業は，厳格に限定していくべきであり， 民業の補完を徹底し，民間でも実施可能と判断できる事業は財政投融资の対象から除外すること， 償還確実性の精査，コストとベネフィットの十分な比較などを行うこと，によって財政投融资のスリム化に積極的に取り組む必要があるとされている。

以上のように「最終報告」でまとめられている財政投融资の機能，問題点，改革の方向は，農業分野における政策金融では具体的にどのようにあてはまるかについて，以下で，検討することとしたい。

2．農業分野における 政策金融の機能

(1) 社会資本などの提供

まず，財政投融资の三つの機能のうち，社会資本などの提供という機能が，農業分野で該当するのは，土地改良事業に関する

分野である。

土地改良事業は，生産性向上や構造改善等を目的とした農用地の開発や集団化，圃場条件の整備，用排水施設の整備等を行うものである。

農用地や用排水施設などは社会資本であり，公共財としての性格，すなわち，ある人の財・サービスの消費が他の人の消費を妨げることにならない非競合性と，対価を支払わない人でも財・サービスの消費を享受することを排除できないか，または禁止的に高い費用になるという非排除性が，ある程度あてはまる準公共財である。また，土地改良事業によって農業生産が維持，発展することによる外部経済効果も期待できる。

以上を考慮すれば，土地改良事業には，財政政策の必要性があり，かつ，農家の所有地が土地改良事業の対象となるために，土地改良事業がもたらす便益の部分的な受益者を特定し，受益に見合う負担を負わせることは可能である。すなわち，有償資金の活用が効果的な分野ということができようであろう。

農林公庫融資のうち，土地改良のための資金は基盤整備資金であるが，97年度の農林公庫貸付実行額(農業分)のうち基盤整備資金の割合は33.9%を占め，貸付残高では農業分全体の53.7%を占めている。

(2) 外部経済効果

農業の外部経済効果としては，食料安全保障，国土・環境保全，アメニティの保持，

地域社会の維持，伝統文化保持機能等があり，これらの効果は地域住民および国民に帰属する。

次に，農林公庫融資のもたらす外部経済効果について考えてみよう。

まず，第1表のとおり97年度の農林公庫農業関係資金の貸付決定額2457億円中，農業経営基盤強化資金を中心とする経営構造改善推進資金は35.8%，担い手育成農地集積を含む基盤整備資金が33.9%，農林漁業施設資金が24.2%，自作農維持資金が6.1%を占めている。

経営構造改善推進資金は個別経営のための資金であり，その中心である農業経営基盤強化資金は，新政策を受けて経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目的とするものである。基盤整備資金は前述の土地改良事業に関する資金，すなわち，社会資本整備にかかる資金であり，農林漁業施設資金は共同利用施設および個人施設に対する資金である。自作農維持資金は個別経営の維持安定をはかるものである。

農林公庫融資による，農業の担い手の確保，農業経営の維持安定，社会資本の整備等によって，農業の生産性向上や農業生産の維持がもたらされる結果，食料安全保障，国土・環境の保全，地域社会の維持等の多様な外部経済効果が見込まれる。すなわち，これらの分野では市場による資源配分を政策的に修正する必要があるといえる

第1表 農林公庫農業関係資金の資金種類別貸付金残高，貸付決定状況（1997年度）

（単位 億円，%）

	貸付金残高		貸付決定状況	
	金額	構成比	金額	構成比
経営構造改善推進	8,527	31.4	880	35.8
農林漁業構造改善事業推進	381	1.4	5	0.2
農地等取得	3,704	13.7	93	3.8
土地利用型農業経営体質強化	81	0.3	1	0.0
農業経営基盤強化	2,537	9.4	770	31.4
総合施設	1,655	6.1	-	-
畑作営農改善	42	0.2	-	-
振興山村・過疎地域経営改善	128	0.5	9	0.4
基盤整備	14,551	53.7	833	33.9
農業基盤整備	14,161	52.2	687	28.0
担い手育成農地集積	390	1.4	145	5.9
農林漁業施設	2,481	9.1	593	24.2
自作農維持	1,554	5.7	151	6.1
計	27,113	100.0	2,457	100.0

資料 農林漁業金融公庫『業務報告書』

であろう。

ただし，資源配分を修正する手段としては，金融的手段以外にも，農産物価格支持政策，補助金，公共投資等が行われている。これら他の政策手段と比較して，金融的手段を用いることで，資源配分の修正が，効率的にかつ低コストに行われるならば，その活用が適切ということになる。

（3）長期・固定資金の供給による民間金融市場の補完

農業分野においては，農業経営の低収益性や農業経営固有の性格により，投資の回収期間や懐妊期間が長期である場合が多い。このため，他産業等に比べ，長期かつ固定資金の需要は比較的多いものと考えられる。

以下では，これらを前提とした上で，現行の農業分野における財政投融資の問題点

に立ち入ってみたい。

3. 農業分野における財政 投融資の問題点

財政投融資のうち政策金融にかかわる問題点として、最終報告では、規模の肥大化、財政規律面での問題、長期・固定金利に伴う問題点、の3点があげられている。これらの点を農林公庫の融資についてあてはめてみたい。

(1) 規模の肥大化

財政投融資の「肥大化」とは二つの意味を持つと思われる。第一は、民間融資に比べた財政投融資規模の大きさであり、その比率の上昇である。第二は、財政投融資が民業の補完的な活動の範囲を超えて、民間金融機関の活動を圧迫する、あるいは、他の政策手段による方がより適切な分野であるにもかかわらず財政投融資によっている場合に、結果として本来あるべき以上の規模になっている

状態をさすと考えられる。後者については、第4節(1)「民業補完機能の検討」で検討することとし、ここでは、農業融資における農林公庫融資の規模およびその推移についてみておこう。

中島、両角の推計によれば、第2表にみられるとおり、農業生産資金に占める農林公庫資金(1975年以降沖繩振興開発金融公庫資金を含む、以下同じ)の比率は1970年度の29.0%から95年度の43.6%へと15ポイント弱上昇し、土地改良投資を除いた農業生産資金に占める農林公庫資金の比率も18.7%から25.0%へと10ポイント弱上昇している。また、政策資金に占める農林公庫資金の比率もこの間上昇している。

第2表 農業融資残高の推移

(単位 10億円, %)

	1970年度	75	80	85	90	95
財政資金	826	1,585	2,962	3,968	4,006	3,306
公庫資金	763	1,525	2,871	3,863	3,848	3,141
土地改良	(332)	(743)	(1,558)	(2,175)	(2,239)	(1,783)
土地改良を除く	(431)	(782)	(1,313)	(1,688)	(1,609)	(1,358)
開拓者資金	33	-	-	-	-	-
農業改良資金	29	60	91	105	158	165
農業系統資金	1,573	2,245	3,304	3,560	2,730	2,047
近代化資金	412	882	1,329	1,255	1,069	956
災害資金	23	18	104	63	16	35
普通資金	995	1,077	1,389	1,624	1,007	442
他部門運用	143	268	482	618	637	614
一般民間資金	236	433	610	818	1,447	1,859
農業生産資金計 (除く土地改良投資)	2,634 (2,302)	4,262 (3,519)	6,875 (5,317)	8,346 (6,171)	8,183 (5,944)	7,212 (5,429)
うち政策融資 (除く土地改良投資)	1,261 (929)	2,485 (1,742)	4,413 (2,855)	5,286 (3,111)	5,091 (2,852)	4,297 (2,514)
公庫資金 / 農業生産資金 (除く土地改良投資)	/	29.0	35.8	41.8	46.3	47.0
		18.7	22.2	24.7	27.4	27.1
公庫資金 / 政策資金	/	60.5	61.4	65.1	73.1	75.6
		60.5	61.4	65.1	73.1	73.1

出典 中島明郁『農林金融統計の見方使い方 農協、農業金融論』
両角和夫『農協信用事業をめぐる二つの問題』(日本の農業 あすへの歩み 191)1994年
以上をもとに筆者が作成
(注) 1. 公庫融資には1975年度から沖繩振興開発金融公庫を含むが、土地改良資金は農林公庫分のみ。
2. 農業系統資金のうち普通資金は、1990年度以前は農協残高試算表と農協信用事業動向調査による推計。1995年度は農協残高試算表による。

このように、農業融資に占める農林公庫資金の比率は比較的高く、かつ長期的に上昇しており、規模の肥大化傾向を読み取ることができるだろう。

(2) 目にみえない財政負担

財政規律面では、財政投融资が目にみえない、コントロールのきかない赤字を生む可能性が問題である。^(注1)

このことを農林公庫融資にあてはめてみると、農林公庫融資によって生ずる財政負担のなかには、以下のように必ずしも明らかではない部分があり、財政規律の乱れにつながる懸念もあると思われる。

第一は、低利の政策優遇融資を行っている住宅金融公庫等政府系金融機関に共通する問題であるが、農林公庫が低利の政策融資を行うために必要な財政補助について、財政投融资計画の承認時には、その後年度負担が、必ずしも明らかにされてはいないことである。

97年度の農林公庫への一般会計からの補給金は965億円で、政府系金融機関のなかでは住宅金融公庫の4400億円に次いでいる。農林公庫の貸付金残高は4兆3178億円で住宅金融公庫の72兆4402億円の約17分の1にすぎないのに対し、農林公庫への補給金は約5分の1にのぼっている。

第二には、農林公庫資金の一部には、地方公共団体の利子補給や農山漁村振興基金による利子助成がついているため、農林公庫融資によって生ずる財政負担の総額が、農林公庫の損益計算書や貸借対照表によっ

て、一般会計からの受入(補給金)や出資金だけからは、把握できないことである。

具体例をあげれば、農業経営基盤強化資金(スーパーL)の公庫貸付金利は農林漁業金融公庫法により3.5%で固定されており、制度創設時には国が全額出資した農山漁村振興基金から1.0%の利子助成がなされ、かつ地方(県又は市町村)の0.5%の利子助成が「期待され」^(注2)、それも含めて末端金利は標準的に2.0%とされていた。

農林水産省「都道府県における農林漁業制度金融の実施状況」によれば、97年度には、東京都を除く46道府県(市町村による利子助成も含む)でスーパーLに0.5%以上の利子助成が行われており、うち追加的な利子助成により農業者の金利が2.0%未満となっている道府県も24あった。「期待」に沿って、あるいは「期待」以上に地方公共団体の利子補給はなされているのである。

ところで、スーパーLの公庫貸付金利は3.5%で固定されている一方、資金運用部貸付金利は94年末をピークに低下傾向にあるため、95年7月以降現在(99年3月末)まで、スーパーLの金利は資金運用部貸付金利を上回っている。

例えば、99年3月10日現在のスーパーL公庫貸付金利は3.5%、資金運用部貸付金利は2.1%であった。単純な対応関係に簡略化してみれば、公庫貸付金利から公庫貸付原資の借入金利である資金運用部貸付金利を差し引くと1.4%の順ざやとなる。経費率(= (業務委託費 + 事務費 + 貸付金償却 + 固定資産減価償却費 + 雑損) / 運用資金平残) として

92年度の0.61%（農林公庫『農林漁業金融公庫40年史』）をあてはめ、それを差し引いた利ざやも0.79%のプラスとなる。

以上は、農林公庫の新規の借入と貸付の金利の関係のみをみたもので、また、経費率についてもラフな試算であるが、こうした試算を前提にすれば、スーパーLによる貸付増によって、農林公庫がその分逆ざやになるわけではなく、農林公庫への一般会計からの補給金も拡大しないことになる。しかし、農業者に対しては2.0%またはそれ以下の貸付金利条件とするために、農山漁村振興基金による利子助成や地方公共団体による利子補給により財政負担が生じている。

ちなみに、スーパーLにかかる農山漁村振興基金および県市町村の利子助成の8年度分の総額を農林水産省「都道府県における農林漁業制度金融の実施状況」をもとに推計すると、県市町村からの利子補給は9億円、農山漁村振興基金の利子助成額は16億円となる。^(注3)

なお、公庫資金に対する農山漁村振興基金による利子助成の対象は、自作農維持資金、農地取得資金、構造改善推進資金など、スーパーL以外にも及んでいる。

第三に、公庫融資の信用リスクを農協等が負担している場合にそれに見合った収益が得られているかという問題がある。

まず、農林公庫の転貸資金（直接債務者を農協等の団体とし、農協等がさらにその資金を実需者に貸し付ける方式）では、農協等は一次的な債務者となるので、信用リスクを100%負うことになる。そして、そのリスク

に見合う手数料を農協等転貸機関は得ていない。^(注4)

また、転貸資金には、各県の農業信用基金協会の保証を付すことができる。97年度の農業信用基金協会の出資構成は、農協系統団体72.6%、都道府県20.9%（政府助成を含む）、市町村6.1%、その他0.4%であり、系統団体がその出資の約7割を占めている。このことが意味するのは、かりに農業信用基金協会が経営破綻した場合に、基金協会の負担しているリスクのうち出資金で賄う部分の7割は系統団体が負うことになるということである。

農協転貸資金には、農林公庫から、農協役員の個人保証が求められるという問題もある。農協信用事業動向調査（調査時期98年6月、回答組合数390、複数回答三つ以内）によれば、農林公庫資金（農協転貸）を農協が取り扱う上での問題点として、10.3%の農協が「農協役員の個人保証が求められる」ことをあげている。これらの農協では、役員が信用リスクを負担する可能性が懸念されている。

さらに、農林公庫資金が延滞した場合にその一部が、農協プロパー資金による貸付や貸越によって返済されているという問題がある。

第3表のとおり、農協信用事業動向調査によれば、95年度の農協の農林公庫資金転貸資金の要償還額のうち、延滞は1.5%にすぎないが、貸越による返済が11.8%、貸付による返済が0.9%にのぼる。貸越による返済には一時的な貸出の可能性もある。

第3表 農協における制度資金の償還状況

(単位 %))

		要償還額	償 還 状 況					
			現金払込	貯金振替	貸越による返済	貸付による返済	延滞	うち代弁を受けた額
公庫資金 (転貸分)	1975年	100.0	15.6	73.7	6.6	2.5	1.6	...
	84	100.0	10.5	70.0	14.2	3.9	1.3	...
	88	100.0	9.6	73.9	12.0	2.4	2.0	0.0
	95	100.0	85.8		11.8	0.9	1.5	0.0
農業近代化 資金	75	100.0	8.5	81.6	7.1	1.5	1.2	...
	84	100.0	4.5	78.9	12.0	2.3	2.4	...
	88	100.0	4.9	81.8	9.9	1.4	2.0	0.1
	95	100.0	86.0		11.6	1.1	1.3	0.0
畜産特別 資金	84	100.0	6.7	51.3	24.0	8.3	9.7	...
	88	100.0	2.2	57.8	26.7	4.4	8.9	0.2
	95	100.0	60.1		19.4	12.8	7.7	0.0

出典 中島明郁「農業資金問題と金融システム」日本農業経営学会『農業経営研究第27巻3号』
資料 農林中金総研「農協信用事業動向調査」

なお、同表にみられるとおり、農業近代化資金、畜産特別資金についても、農協プロパー資金によって返済されている部分がある。

(注1) 西崎ほか(1997)9~12頁による。

(注2) 農林水産金融研究会編、農林水産省経済局金融課監修『スーパー総合資金制度の解説』によれば、「農業者の借入金利負担を更に軽減するため、3.5%を財投金利に応じて次に定める実質金利に引き下げるのに必要な額の3分の2に相当する額を、農山漁村振興基金から農業者に対して助成するものとする」(26頁)、「残り1/3については、地域農業の振興の観点から地方公共団体の助成を期待している。」(27頁)

(注3) 利子補給額等は、 $\text{県市町村の上乗せ利子補給率(または農山漁村振興基金利子助成率)} \times 8 \text{年度経営基盤強化資金平残}(=7 \text{年度末残高} + 8 \text{年度融資実績} / 2)$ として試算。なお、県市町村の上乗せ利子補給率が例えば0.25~1.0%と幅がある場合は、それぞれ最低の水準をとった。県の利子補給で市町村の利子補給が0.5%以上などの条件がついている場合は、その条件を満たすと仮定し県の利子補給がなされているものとした。

(注4) 農林漁業金融公庫[1969](51頁)によれば、「単協が公庫に対する直接の債務者であるから、債務全額のリスクを負担することとなり、また貸付けに際して単協の理事保証を求める場合が多いなど単協に対し過重な負担を課することとな

る。」また、泉田[1995](142頁)によれば「転貸方式の場合、形式的には農協は農林公庫資金の債務者であり、債務の全額代弁責任を持つ。農協はこの資金を借入条件と同じ条件で農家へ貸すことになる。農協はしたがって原則手数料は入らないし、特に転貸すべき額に見合った貸出がなされないこともある。」

(3) 長期固定金利に伴う問題点

「最終報告」では、長期固定金利に伴う問題点として、「貸出期間にかかわらず一律の金利となっていることから、借入側にとって、借入期間を長くするインセンティブが働きやすい」ということをあげている。

これは、借入側にとって次のような点で問題であろう。すなわち、同一の金額を借り入れるとして、借入期間を長くするほど元金を均等償還した場合に単年度の償還金が小さくなるために、一見借り手に有利だが、返済総額は増大する。特に、最近のようにインフレ率が長期的に低下している場合、借入時に見込んだほどの収益が得られ

第4表 制度資金の償還期間別償還期間の決定基準（回答組合数構成比）

（単位 組合数，％）

	制度資金の償還期間の現状				
	合計	償還期限の最長がほとんど	償還期限の最長も短いものも多い	償還期限より短いものが多い	その他
償還期間の決定基準					
回答組合数	406	158	178	64	6
収支計画による返済可能額	73.6	67.1	77.5	79.7	66.7
対象施設等法定耐用年数	60.3	52.5	68.0	60.9	33.3
決められた償還期限の最長にする	19.7	35.4	11.8	3.1	16.7
借入者の年齢	16.0	15.8	14.0	20.3	33.3
総返済額	9.1	7.0	10.1	12.5	0.0
金利情勢	2.2	3.2	1.7	1.6	0.0
農協の調達・運用の期間構成	0.7	0.6	0.6	0.0	16.7
その他	0.7	0.0	1.1	1.6	0.0

資料 農林中金総研「農協信用事業動向調査」

- (注) 1.調査時期1997年6月。
 2.償還期間を決める基準は二つ以内の複数回答。回答組合数に対する構成比。
 3.色網掛けは合計の構成比を上回るケース。

ないケースが増え、借り手は大きな負担を抱える可能性がある。

そして、このことは農業資金についてもあてはまると思われる。

97年度の農林公庫資金(農業分)の平均償還期間(金額ベース)は18.6年であり、このように償還期間が比較的長期となっている要因としては、農業資金のなかでも特に長期資金の分野を担っているという農林公庫資金の性格があると思われる。

しかし、償還期限が長期に設定されているために、実際の償還期間も長期となりやすいという側面もある。

農協信用事業動向調査(調査時点97年6月)で、農協に対して制度資金の償還期間についてきいたところ、第4表のとおり、償還期間を決める基準は「収支計画による返済可能額」や「対象施設等の法定耐用年数」がもっとも多いが、償還期間が「償還期限の最長になるのがほとんど」という組合では、償還期間を決める基準として、「決めら

れた償還期限の最長にする」という割合が、他のケースにくらべ高くなっている。このような場合には、償還期限によって、実際の償還期間がより長期化していることが読み取れる。

4. 改革の方向

(1) 民業補完機能の検討

「最終報告」では、「公的部門は、本来民間の活動を補完すべきであり、民間でも実施可能と判断できる事業については、財政投融資の対象から除外すべきことは当然である。」としている。民業の補完にのみ関与すべきであることは、農林公庫融資についても徹底される必要がある。

そこで、民間金融機関の補完として、農林公庫の機能とされていると思われる、量的補完機能、質的補完機能、政策補完機能について、改めて民間金融機関では実施不可能であるか否かについて考えてみ

たい。

a . 量的補完機能

まず，ここでは，量的補完を，信用割当（＝信用制限）がおこっている場合に，政策的に必要と思われるにもかかわらず，資金供給を受けられない主体に対して，政府が資金を供給するという機能と限定することにする。

信用割当とは，池尾[1998](33頁)によれば「資金調達者側に市場で成立している利子率よりも高い利子率を支払う用意があるにもかかわらず，望むだけの量の資金の提供を受けられないという事態を意味している」。

過去の，人為的低金利政策の時期には，日本全体として資金の超過需要が発生していたため，信用割当が存在し，かつ農業部門についても，農家の主な取引先である農協系統金融機関において，戦後の1940～50年代を中心に資金が逼迫していたこと等により，信用割当が存在したと考えられる。

しかしながら，金融自由化とともに人為的低金利政策は転換しており，系統金融機関の資金逼迫の解消等，農業融資を取り巻く環境も変化をしている。

このため，最近では，農業部門において，信用割当が恒常的に発生する状況にはないと考えられる。^(注5)

また，農業分野における政策金融に期待される量的補完機能は，人為的低金利政策時に比べても，小さなものになっていると思われる。

(注5) なお，97年秋以降，金融機関の貸し渋りが問題になり，国民金融公庫や中小企業金融公庫等を中心に，政府系金融機関の貸出金残高の伸び率が高まってことは，日本全体として信用割当が行われている可能性を示唆している。しかし，農協が全体としては早期是正措置対応等のために貸し渋りを行うような状況にはないため，農業者が大きく信用制限を受けている状況にはないと考えられる。かつ，現在の貸し渋りは景気の悪化や金融機関経営の悪化等に伴う，一時的な現象であると考えられる。したがって，現段階で，恒常的に，農業分野に量的補完の必要性が生じているとはいえない。

b . 質的補完機能

次に農林公庫融資の質的補完機能について検討する。ここではその内容を，収益補完機能(低利資金の供給)，期間補完機能(長期の固定金利資金の供給)，信用リスク補完機能(リスクの高い事業や零細・脆弱な経営への資金供給)の三つにわけて考えたい。

(a) 収益補完機能

前述のように，農林公庫が低金利での優遇的な融資を行うために，財政補助が必要となっている。やや詳しくみると，政府系金融機関の貸出金利は，各機関によって政策的優遇金利と長期プライムレート追従の基準金利の2種類があるが，農林公庫の貸付金利は前者の政策優遇金利であり，調達金利である預託金利^(注6)を下回るかほぼ同水準という低位な水準に設定されてきたため，調達運用の逆ざやの補填や管理コストを賄うためには，一般会計からの補給金等が必要となっている。

財政による補助によりはじめて可能にな

ような低利の水準の貸付を，民間金融機関が単独で行うことは難しい。そこで，農林公庫融資のような「低利」の資金の提供が民間金融機関で可能か否かというのは，

農林公庫融資の民間金融機関への業務委託，という形態により民間金融機関を通じた融資で代替する，政府等による民間の資金への利子補給や借り手への利子助成によって農林公庫融資を代替する，これらのことが可能であるか，また望ましいかどうかという問題に絞られてくる。

，ともに，経営効率化へのインセンティブの強い民間金融機関が融資を行うことで効率性が上昇するという効果が見込まれるであろう。またによれば，入り口の資金の増大による受動的な政策金融の肥大化を回避することや，コストが比較的明確になるという効果が期待できるであろう。

その一方で以下のような懸念もある。

第一に，民間金融機関が，広範な収益を得るために，審査基準を緩くするというモラルハザードの可能性である。

第二に，民間金融機関の行う貸出の内容が政策目的に必ずしも合致しない可能性がある。（なお，両者は重複する場合もある）

これらを防ぐためには，行政や政府系金融機関等が民間金融機関の行動をモニターする必要がある，それにはコストがかかる。

すでに，農業融資では，民間金融機関への業務委託や，民間金融機関融資に対する国，地方公共団体等による利子補給や利子助成が行われているので，それぞれに

ついて，懸念されるモラルハザードの可能性や政策目的に合致しない可能性がどのようにあてはまるか，あてはまらないか，以下で検討したい。

まず，農林公庫は信農連等の民間金融機関に業務委託を行っており，この方式としては，貸付決定権限を含めた一切の業務を委託している代理貸と，貸付決定権限が農林公庫にある委託貸の二つがある。そのなかでも，資金種類によってA～F方式までがあり，それぞれ，貸付決定権限の有無のほか，保証責任，手数料は異なっている。モラルハザードの防止のために，貸付決定権限の有無等に，受託機関が負う保証責任の軽重が対応している。このなかで，中心となっているのはC方式であり，この方式では，受託金融機関は貸付決定権限をもたず，未払元利金および元金に対する貸付利率によって計算した遅延損害金の20%となっている。貸付決定権限が農林公庫にあるので，受託金融機関側の貸付方針と政策目的が合致しないという懸念はあてはまりにくくなり，また受託金融機関が保証責任の一部を負うことでモラルハザードの可能性は低下する仕組みとなっていると思われる。

また，受託者の審査技術の高度化と審査水準の均一化を図ることを目的として，農林公庫では受託者研修を行っている。

このように，農林公庫の業務委託に関しては，すでに，モラルハザードの防止や，政策目的への合致が図られるように運営されているとみられる。

ところで、農業資金では、都道府県が利子補給（国が半額を助成）する資金としては、農業近代化資金が代表的である。

また、農業近代化資金よりも低利の資金としては、農業近代化資金に、都道府県や市町村などで利子補給（あるいは利子助成）を行い、最終借受者に対する金利が農林公庫で最も金利の低いスーパーL資金並み、あるいはそれ以下となる資金を設ける県も、第5表のとおりある。

また、98年度には、認定農業者育成推進資金が創設された。これは、農業近代化資

金に農山漁村振興基金からの利子助成を行い、借受者の金利は2.0%とスーパーLと同水準となるものである。

ここで、農業近代化資金、およびそれに追加的な利子補給が行われる資金についても、モラルハザードの可能性や、政策目的に合致しない可能性について検討しよう。

まず、農業近代化資金の貸付にあたっては、利子補給の諾否は都道府県で決定し、債務保証に関する諾否は農業信用基金協会が決定し、これらを受けて民間金融機関が貸付を実行する仕組みである。利子補給を

第5表 農業近代化資金を原資とする中核農家向け県単制度資金
（最終借受者に対する金利2%以下のみ）

（単位 %）

	制度名	最終借受者および借受資格条件	都道府県による上乗せ分	市町村利子補給	農協利子補給	最終借受者に対する金利	償還期限
宮城県	農業経営規模拡大設備等取得資金	要件への該当、市町村長の推薦	0.64	0.64	0.31	0.80	近代化資金と同じ
福島県	中核農業経営体育成・確保資金	県経営モデル指標の水準達成可能なもの	0.70			2.00	近代化資金と同じ
茨城県	認定農業者育成資金	認定農業者	0.56	0.56	0.58	1.00	近代化資金と同じ
茨城県	認定農業者育成資金	認定農業者になろうとする者	0.06	0.06	0.58	2.00	近代化資金と同じ
群馬県	経営拡充資金	経営規模を拡大する者	0.80	0.20		1.75	公庫資金と同じ
千葉県	認定農業者対策資金特別利子補給	認定農業者、認定農業者が主たる構成員となっている団体	0.35	0.85	0.50	1.00	近代化資金と同じ
新潟県	担い手育成資金		0.75			1.95	近代化資金と同じ
石川県	農業近代化資金	新規就農者	0.70			2.00	15年
愛知県	農業近代化資金	認定農業者等	0.35		0.35	2.00	近代化資金と同じ
長崎県	肉牛倍增推進資金	近代化資金借受条件への該当	0.30	0.20	0.20	2.00	15年
大分県	認定農業者育成特別資金	認定農業者	0.35	0.35		2.00	近代化資金と同じ
宮崎県	経営体育成資金	認定農業者	0.47	0.23		2.00	5～20年
鹿児島県	自立経営農家育成資金	要件への該当、市町村長の推薦	0.35	0.35		2.00	近代化資金と同じ

資料 農林水産省「都道府県における農林漁業制度金融の実施状況」1998年2月
（注）1997年9月1日現在の状況。

都道府県が決定する段階で、政策目的への適合性が審査されているものと考えられる。

さらに、元利金が返済されなかった場合のリスクは、民間金融機関や保証機関などが負うことになる。これは、農業近代化資金に利子補給、利子助成する場合も同様である。

また、認定農業者育成推進資金は、特別融資制度推進会議（構成：市町村、農業委員会、農協、都道府県、地域農業改良普及センター、信農連、農林中金、農林公庫、農業信用基金協会、農林水産長期金融協会等）によって資金利用計画を認定された認定農業者が農協等の民間金融機関から農業近代化資金を借り入れる場合に借入金利の引下げ等の特例措置を行うものである。なお、認定農業者育成推進資金における同推進会議の運営は、原則として、借入申込案件に直接関係を有する構成員による文書持ち回り方式によることとなっている。

これに加えて、都道府県や市町村で利子補給を行う場合には、追加的な利子補給の借受資格条件は、認定農業者、あるいは一定の資格要件を備え、市町村長、県知事などの推薦を得られたものなどに限定されている。

このように、農業近代化資金および同

資金に追加的に利子補給する形態では、行政が利子補給の諾否を決定する、もしくは貸出先や資金利用計画の認定を行っていることにより、政策目的との合致がはかられている。信用リスクについては、民間金融機関や保証機関などが負担するために、融資先が安易に拡大するというモラルハザードの懸念は少ないと考えられる。

一方、行政等が、利子補給の決定や貸出先の認定などを行うには、コストがかかる。

しかし、農林公庫資金のなかには第6表のとおり、事業計画の適否について行政庁の認定や意見書を必要とするものが多くそれにもコストがかかっていることに注目したい。

97年度末には公庫資金の貸付額全体の35%を占めている農業経営基盤強化資金（スーパーL）については、次のように行政等によるモニタリングコストがかかっている。

農業経営基盤強化資金の貸付決定までの流れをみると、

第6表 農林公庫資金（農業資金）のうち都道府県知事等の認定等を必要とする資金

資 金	認定等の内容
農業経営基盤強化資金	特別融資制度推進会議の認定
農林漁業構造改善事業推進資金	市町村長又は都道府県知事の承認
農地等取得資金	市町村長又は都道府県知事の認定
農業基盤整備資金（利子軽減対象事業）	市長村長の認定又は都道府県知事の選定もしくは地方農政局長の認定
農林漁業施設資金（地域経営）	市町村長の認定
農林漁業施設資金（環境保全、内水面、農山漁村）	都道府県知事の認定、承認
自作農維持資金	都道府県知事の認定

資料 農林水産省経済局金融課編『平成9年度農林水産制度金融の手引』

農業経営改善計画について市町村の認定を受ける，

資金利用計画について市町村の特別融資制度推進会議（構成：認定農業者育成推進資金と同じ）で認定を受ける，

融資機関が貸付決定となっており，これは認定農業者育成推進資金とほぼ同様である。認定農業者育成推進資金が文書持ち回り方式であるという違いはあるものの，行政等によるコストは同じようにかかっていることになる。

以上のように，モラルハザードの回避や政策目的への合致をはかるためには行政によるモニタリングコストが必要ではあるものの，農林公庫の直接融資においても同じようなコストがかかっているものが多いことを指摘しておきたい。

（注6）郵便貯金等で調達された資金が，国債金利を基準に決められている資金運用部預託金利で資金運用部に預けられ，資金運用部は預託金利と同一水準で各政府系金融機関等財投対象機関に貸付を行っている。この金利が政府系金融機関の調達金利となる。

行われている。農業近代化資金の貸付期間は個人施設の場合は最長15年，共同利用施設では最長20年である。

また，72年に農協の統一ローン（原則として融資条件が統一され，手続き等が定型化された農協のローン）として，融資期間が25年以内で固定金利型の住宅ローンが作られている。

さらに，近年の超低金利局面で，高金利期に借り入れた農林公庫資金を農協プロパー資金に借り替える動きがみられるが，そのなかには農業近代化資金の個人施設分の最長期間である15年を超える貸出も含まれている。第7表にみられるとおり，農協信用事業動向調査（97年11月調査）で，最近3年間に農林公庫資金を農協プロパー資金で借り替えた事例（各農協2例以内記入）を聞いたところ，75件中12件（16%）が15年を超える貸出であった。

そのうちの3件が固定金利貸出であり，5件が変動金利貸出，4件は固定金利を5

（b）期間補完機能

長期の固定金利資金が民間金融機関で提供できるか否かは，民間金融機関でそのリスクを負担できるか否かということである。

農協に限ってみれば，実際に，かなり長期の固定金利貸出が

第7表 農林公庫資金を農協プロパー資金で借り替えた資金の貸出期間別固定・変動金利制別の事例数

（単位 件，%）

		貸出期間					計
		5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超	無回答	
事例数	固定金利貸出	9	27	7	3	1	47
	変動金利貸出	2	6	6	5	3	22
	その他	-	1	1	4	-	6
	計 (構成比)	11 (14.7)	34 (45.3)	14 (18.7)	12 (16.0)	4 (5.3)	75 (100.0)
構成比	固定金利貸出	81.8	79.4	50.0	25.0	25.0	62.7
	変動金利貸出	18.2	17.6	42.9	41.7	75.0	29.3
	その他	-	2.9	7.1	33.3	-	8.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 農林中金総研「農協信用事業動向調査」

（注）1.調査時期1997年11月。
2.回答組合数427。
3.過去3年間における農林公庫資金のJAプロパー資金への借換えの有無をたずねた。

年後に見直すなど変動金利的要素を取り入れた貸出であった。

一方、農林公庫資金(農業分)を償還期間別にみると、96年度の貸付決定金額のうち15年以下が35.2%で、スーパーLでは47.7%と約半数にのぼる。さらに、土地改良という性格から他の資金以上に長期の資金が必要と考えられる農業基盤整備資金についても15年以下は27.4%となっている。

このように、農協等でかなり長期の貸出が実際に行われている一方で、農林公庫融資には、近代化資金(個人施設)の期間の範囲内(15年以内)にとどまるものも多い。また、農林公庫融資のなかで、最も長期の固定金利資金のニーズが強いと思われる基盤整備資金を中心に、農協の変動金利貸出等に借り替えられている例からは、金利水準や金利情勢によっては、必ずしも固定金利貸出が望まれているわけではないことが読み取れる。

(c) 信用リスク補完機能

財政投融资によって融資するのは、郵便貯金や年金など有償資金であり、当然返済しなければならない資金である。したがって、政府系金融機関の融資が不良債権化し、それが貸倒引当金などの政府系金融機関のリスクテイク能力を超えれば、財政負担につながる場合もあろう。

そうした財政負担が、例えば、財政による信用保証というかたちで、政府系金融機関と同様の貸出を民間金融機関が行った場合にも適用されるならば、民間金融機関で

も、リスクの高い事業や零細な経営への資金の供給は可能と考えられる(なお、農業信用保証保険制度は、農業者等の債務を保証し、また保証債務の保険を行うものだが、うち保証を行う農業信用基金協会の出資の過半は系統団体が占め、かつ、借入者の支払う保証料によっても信用リスクが負担されているなど、この制度を通して財政資金で負担可能な信用リスクは、限定的と考えられる)。

c. 政策補完機能

さらに、政策補完機能について考えてみよう。

農林公庫融資は、長期かつ低利という優遇度の高い資金を提供しており、そのための財政負担等のコストに見合う、国民経済的なベネフィットが求められる。そのベネフィットを具体的に計算し、コストとの比較を明らかにすることは、今後必要と考えられるが、現時点では、国民の合意を得た政策的な必要性をベネフィットと置き換えることができるだろう。

農林公庫融資の歴史をたどってみると、それぞれの時期の農業政策およびその変化に対応して、さまざまな資金制度が創設、改正されている。

戦後の食料増産政策のもとで、土地改良資金を中心とした農林公庫が設立(1953年)されたのをはじめとして、食料増産政策が転換した時点では個別農家の維持育成を目的とした自作農維持創設資金制度が創設(1955)された。農業基本法下では農業の経営構造改善、自立経営農家育成という政

策目的に対応して、農業経営構造改善資金制度(1963)、自立経営育成資金制度(総合施設資金)(1968)がそれぞれ創設されている。

また、近年では、新政策による経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目的として、農業経営基盤強化資金(1994)が創設された。農業政策のなかでも特に構造政策が、農林公庫融資の中心となってきたといえるだろう。

しかし、政策的必要性が、即農林公庫融資の必要性に結びつくわけではない。

長期・低利などの優遇度の高い融資が、政府系金融機関による融資という形態でなければ困難であるならば、それとセットになった政策の実現も農林公庫融資でなくては不可能ということになるだろう。

しかし、前述のとおり、財政による利子補給や信用保証等の手段が加われば、民間金融機関の融資で可能な範囲はかなりあるものと考えられる。

また、民間金融機関の融資に比べ、農林公庫融資によれば、政策的に必要な分野への融資が効率的にできるということであれば、政策補完という点から農林公庫融資が望ましいということになるだろう。政策的に必要な分野へ融資するということは、具体的には、政策的に必要な資金制度を創設、改正する、政策目的に合致する借入者へ貸付を行う、貸付後、借入者が当初の借入目的に沿った使用をしていることを監視する、という三つのプロセスにわけることができるだろう。

このうち、については、主として行政

および議会の役割である。

については、先にみたとおり、農林公庫資金のなかには、事業計画の適否について行政庁の認定や意見書を必要とするものが多い。

農林漁業金融公庫40年史(31頁)によれば、「当公庫の資金制度の多くは、個別の資金制度ごとに、都道府県知事が制度運営についての責任を負い、融資の申し込みに対する貸付対象としての適格性については、都道府県知事が国から通達された資金取扱要綱等で示された認定基準によって判断し、当公庫はその貸付適格の認定のあった者に対して、円滑かつ適正に融資を行うという役割を分担する仕組みで運営されてきた」としており、行政庁の認定等で政策的目的に合致するか否かの判断を行い、農林公庫は認定後の貸付実行について分担していることがわかる。

また、スーパーLについては、前述のとおり、市町村や都道府県といった行政だけでなく、農業委員会や農協等もメンバーとなった特別融資制度推進会議により認定がなされる仕組みとなっている。

については、総合資金制度や、スーパーLでは、農林公庫に農業融資コンサルタントが設置され、資金利用計画の審査及び貸付後における経営改善の目標達成について指導、助言を行わせる(農業経営基盤強化資金実施要綱)こととなっている。

貸付後の監視が、資金や経営全体の実態把握をベースとすると考えれば、農協等の民間金融機関がその機能を果たすことは十

分可能と考えられる。すなわち、農林公庫が預金を取り扱わず、貸出も長期資金に限定したものであるのに対し、民間金融機関では、借入者の決済口座等で預貯金を預かり、さらに短期および長期の貸出も行っているため、借入者の資金の動きの総合的な把握がより容易であると考えられる。かつ農協であれば、経済事業、営農指導事業を通じて資金だけでなく、農業経営全般についての把握も容易である。

以上みたように、農林公庫の機能としての質的補完、政策補完のそれぞれについて、民間金融機関で代替可能な分野がかなりある。その背景は、農協等で15年を超えるような長期の固定金利貸出がすでに行われていること、農林公庫の低利融資が、財政負担により初めて成り立っていることや、政策的な合致の判断が行政庁等によって行われているなど、農林公庫融資がその機能を行政によって補強されているために、行政によるそれらの機能の補強が可能であれば、民間金融機関でも、農林公庫融資を代替することが可能となること、民間金融機関で十分対応可能な期間の短い貸出も含まれていることなど、本来民間の補完に徹すべき農林公庫融資がそれを越えた分野でも行われてきた、という3点に整理することができるだろう。

(2) 農林公庫融資のコストの把握について

農林公庫融資についても、他の財政投融资と同様に、償還の確実性や将来にわたる

財政負担も含めたコストと、ベネフィットとの十分な分析が必要である。

その場合、以下のようなコストについても、農林公庫融資によって生じるコストとして把握することが必要であろう。

第一は、農林公庫資金の信用リスクが農協等によって負担されている場合があり、それが農林公庫のコストとはみなされていないことがあげられる。具体的には、公庫転貸資金の返済リスクを農協が負う仕組みになっていること、公庫転貸資金に系統金融機関が約7割を出資している農業信用基金協会の保証をつけることができること、公庫資金の延滞部分が農協プロパー資金の貸付、貸越に回っている場合があることである。これらの場合には、農林公庫融資によって生じる信用リスクを農協等が負っているが、それに見合った収益を農協等は得ていない。こうした状態は是正し、農林公庫融資のコストとして明らかにすることが必要であろう。

第二は、公庫資金に対する地方公共団体や農山漁村振興基金による利子助成である。これによる財政負担は各地方公共団体の決算等から明らかであるが、コストとベネフィットの比較を行って農林公庫融資の対象分野、事業のスリム化の判断材料とする場合には、ベネフィットが国、都道府県、市町村の各段階に分けられない以上、コストについても一括して考慮する必要があると考えると考えられる。

むすび

財政投融资改革において、農林公庫融資も見直しが迫られようが、その際には、必要性の見直しとともに、民業の補完の徹底、コストとベネフィットの十分な分析が必要である。

前者については、農林公庫融資の補完機能を検討すると、そのなかには民間金融機関が融資可能な分野、あるいは、民間資金に利子補給、利子補助、政府による信用保証などを組み合わせて対応可能な分野が存在すると考えられる。

また、コストとベネフィットの分析にあたっては、農林公庫融資に伴って発生するコスト全体と、ベネフィットを比較することが重要であると考えられる。

必要性の見直し、民業の補完の徹底、コストとベネフィットの分析等の結果を踏まえ、農林公庫融資の一部は、民間金融機関の融資、民間資金への利子補給や政府等による信用保証で代替する、あるいは、

すでに行われている信農連等への業務委託を拡大することが、望ましいと考えられる。

< 主な参考文献 >

- ・池尾和人(1998)「政府金融活動の役割」岩田一政, 深尾光洋編『財政投融资の経済分析』日本経済新聞社
- ・泉田洋一(1985)「構造政策の推進と農林公庫資金」逸見謙三, 加藤譲編『基本法農政の経済分析』明文書房
- ・泉田洋一(1995)「農業政策金融の組織と構造」在開津典生, 樋口貞三編『アグリビジネスの産業組織』東京大学出版会
- ・泉田洋一(1998)「金融ビッグバンと制度金融」『農業と経済』1998年7月
- ・大蔵省『財政金融統計月報 財政投融资特集』各年度版
- ・嘉田良平, 浅野耕太, 新保輝幸(1995)『農林業の外部経済効果と環境農業政策』多賀出版
- ・加藤譲(1983)『農業金融論』明文書房
- ・佐伯尚美(1982)「農林公庫金融の展開と変質」佐伯尚美編『農業金融の構造と変貌』農林統計協会
- ・資金運用審議会懇談会(1997)「財政投融资の抜本的改革について」
- ・清水徹朗(1997)「日本における農業環境政策導入の課題」『農林金融』1997年7月号
- ・中島明郁(1983)『農林金融統計の見方使い方』農協, 農業金融論』楽遊書房
- ・中島明郁(1998)「系統資金および財政資金による農業金融のあゆみ」(財)農村金融研究会『調査資料202』
- ・西崎文平, 真栄田均, 山田泰, 行田健二(1997)「財投問題についての論点整理」経済企画庁経済研究所『経済分析 政策研究の視点シリーズ9』
- ・農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫十年史』『同二十年史』『同三十年史』『同四十年史』
- ・農林漁業金融公庫(1969)『農林漁業金融公庫資金の現状』
- ・農林漁業信用基金(1997)『農業信用保証保険制度三十年史』
- ・農林水産省経済局金融課編(1997)『平成9年度農林水産制度金融の手引』ぎょうせい
- ・農林水産省構造改善局監修(1985)『新しい構造政策の展開 - 農地政策と基盤整備 - 』
- ・深尾光洋(1998)「財政投融资制度の概観と問題の所在」岩田一政, 深尾光洋編『財政投融资の経済分析』日本経済新聞社
- ・両角和男(1994)「農協信用事業をめぐる二つの問題」『日本の農業 あすへのあゆみ - 191』

(齊藤由理子・さいとうゆりこ)

平成10年度第2回農協信用事業動向調査結果の概要

金融自由化後の経営環境への適応方向

〔要 旨〕

1. 平成10年度第2回農協信用事業動向調査（平成10年11月実施）の結果を取りまとめたので、その概要を紹介する。
2. 組合員の世代交代、金融自由化と金融機関経営の自己責任強化、長期にわたる不況の下で、農協信用事業における経営管理は一層重要性を増している。そうした点を踏まえ、今回の調査では主に、組合員の現状と、最近の貸出金等について、動向と把握状況を調べた。
3. 組合員台帳やメイン業務システムを中心にして組合員情報の蓄積がなされている。組合員台帳のデータベース化が進んでいるほか、各部門の電算システムを統合して総合的な組合員情報を利用している農協もあった。
4. 多くの農協で正組合員死亡後の資格継承者は、主に家のあとつぎであり、その資格は正組合員となっているようである。しかし一部の農協では、継承者が准組合員となる場合も多いとみられる。また、一戸複数組合員化により、正組合員の死亡時点で既に家族が加入している例がかなりあるとみられる。
5. 農協貸付住宅資金には、組合員の世代交代に対応した相続税対策等の資金需要要因があるものの、賃貸住宅需給からの制約と景気悪化の影響がでてきたようである。
6. 市町村・地方公社貸付金は長期、固定金利のものも多く、超低金利の現状では金利リスクを十分考慮する必要がある。借り手である市町村・地方公社は繰上償還にみられるように調達コストを意識した資金調達姿勢を強めているともみられ、また、他金融機関との競争等もあり、農協からみた市町村・地方公社向けの融資環境は厳しい面もある。それに対して農協では、変動型・固定金利選択型の金利による貸付が浸透しつつある、貸出金伸長への寄与を評価しつつ低金利ないし金利リスクを意識して貸付を行う、といった対応がみられる。
7. 貸し渋りが生じている地域の農協管内では調査前半年間の貸し渋りがそれ以前の半年間に比べて増えているようであるが、農協の貸出姿勢は引き続き慎重とみられる。
8. 自己査定の実施は、債権管理の強化、リスクウェイトに対する意識の高まり、貸出姿勢の慎重化等をもたらしたとみられ、経営管理強化の面に影響を与えていると考えられる。
9. 今回の調査結果からは、農協が金融自由化後の新しい環境に適応しようと変化していく方向が見えてくる。特に、重要性を増しているリスクや収益の管理面で対応強化が進みつつあるといえるのではないかと。

目次

- 1. はじめに
- 2. 対象農協と貯金・貸出金の概況
- 3. 組合員に関する動向
 - (1) 組合員に関する情報収集
 - (2) 組合員の異動状況
- 4. 貸出金等の動向
 - (1) 賃貸住宅建設資金の動向と要因
 - (2) 市町村・地方公社貸付金の内容
 - (3) 市町村・地方公社貸付に対する姿勢
 - (4) 他金融機関のいわゆる貸し渋り
 - (5) 資産の自己査定と償却・引当
- 5. まとめ
 - (1) 調査結果のまとめ
 - (2) 金融自由化後の経営環境に適応しようとする農協の動き

1. はじめに

農協信用事業動向調査(以下「動向調査」)は、全国の資金観測農協の協力を得て、年2回実施しているアンケート調査である。本調査は、農協残高試算表からは読み取りがたい農協信用事業の動向およびその背景を把握すること等を目的としている。このほど平成10年11月に実施した平成10年度第2回調査の結果を取りまとめたので、その概要を紹介する。

組合員の世代交代、金融自由化と金融機関経営の自己責任強化、長期にわたる不況の下で、農協信用事業における経営管理は一層重要性を増している。そうした点を踏まえ、今回の調査では主に、組合員の現状(組合員に関する情報収集、組合員の異動状況)と、最近の貸出金等(賃貸住宅建設資金、市町村・地方公社貸付金、他業態の貸し渋り、資産の自己査定と償却・引当)について、

その動向と把握状況を調べた。

その結果、新しい競争環境に適応して経営管理を強化しつつある農協の姿がとらえられた。

2. 対象農協と貯金・貸出金の概況

調査対象の資金観測農協は、都道府県別に代表性を考慮して選ばれている。今回調査では、全国465組合(10年11月現在)のうち434組合から回答が得られた(回収率93.3%)。

貯貸金残高等の平均値をみると、集計対象農協の規模は全国平均よりかなり大きい。1組合当たりの残高を全国平均と比較すると、貯金で1.9倍、貸出金1.9倍、金銭の信託・有価証券2.0倍と、いずれも全国平均の2倍程度となっている。^(注1)

一方、貯金・貸出金の前年比伸び率および貯貸率は集計農協と全国の農協でほぼ一

致しており、全体の資金動向をみる上での
(注2)
 代表性はあるものと考えられる。

個別農協の貯貸金残高の動きをみると、
 10年9月には、貯金の前年比伸び率がマイ
 ナスである組合の割合が10年3月よりも上
 昇した。また、貸出金の前年比伸び率の分
 布は全体としてマイナス方向へシフトし
 た。

(注1) 設問によっては資金規模が回答内容に影響
 する可能性もあるので、調査結果の解釈にあつ
 ては、対象農協の平均規模が大きい点に留意した
 い。

一方、平均規模が大きいことは、全国に占める
 資金量シェアが大きいことを意味するので、農協
 の資金全体の動きをみる上では特に問題がない
 であろう。

(注2) 金銭の信託・有価証券については農協間の
 残高格差が大きいこともあって、地域別等の詳細
 な集計を行った場合、集計農協と全農協で前年比
 伸び率に一部食い違いがみられた。しかし、全体
 の大まかな動向をみる上では十分な代表性があ
 るものと考えられる。

3. 組合員に関する動向

(1) 組合員に関する情報収集

民間金融機関はデータベースマーケティング等、
 利用者情報の活用を進めている。農協におい
 ても、合併による大規模化への対応や利用者
 にとっての利便性向上のため

第1表 組合員情報の整理・蓄積形態
 (n = 431, 複数回答)

	回答率
オンライン等メイン業務システム	77.0
組合員台帳(手書き)	35.0
組合員台帳のデータベース	34.3
組合員台帳以外のデータベース	11.1
組合員台帳以外の定型書類	7.2

(注) nは回答組合数、以下同じ。

め、そうした対応が必要になってきている
 と考えられる。

本調査では農協の組合員を対象を限定し
 て、情報の蓄積状況と管理・利用状況を調
 べた。

a. 組合員情報の蓄積状況

組合員情報の整理・蓄積形態(第1表)で
 多いのは「オンライン等メイン業務システ
 ム」が77.0%、次いで組合員台帳(手書き)
 が35.0%、同データベースが34.3%であ
 る。

組合員台帳(手書き、データベースのいず
 れか重複を除く)を利用している農協は60.8
 %であり、その過半が組合員台帳データ
 ベースを持っている。

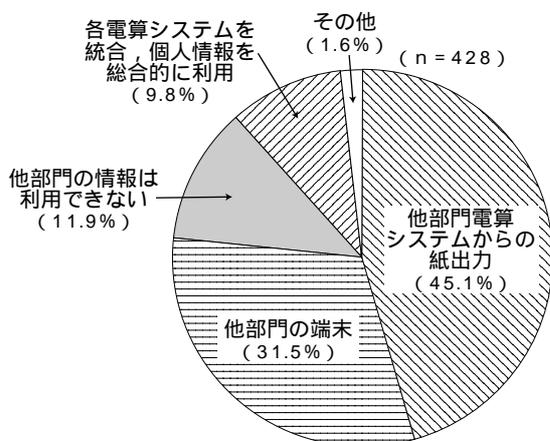
組合員について把握している情報の内容
 は、家族構成(89.6%)が特に多く、営農状
 況、勤め先、就業状況も3~5割の組合で
 把握している。年収や不動産について把握
 している組合は1割程度であり、他金融機
 関との取引に関する情報を把握している組
 合は少ない。
(注3)

(注3) 取引上必要なデータや組合員台帳に含ま
 れるデータは業務の過程で自然と蓄積されるの
 に対して、それ以外のデータは入手が困難であ
 ることを反映したものであろう。

b. 組合員情報の管理・利用状況

組合員情報の更新頻度は「組合員の状況
 が変わる都度」が31.0%、「一定の期間毎に
 更新」が14.6%ある一方、「不定期」「あ
 まり更新していない」とする回答も各3割程
 度あった。
(注4)

第1図 他部門電算システム情報の利用形態



他部門(信用事業以外)電算システム情報の利用形態は「他部門電算システムからの紙出力」(45.1%)、「他部門の端末」(31.5%)とする回答が多かったが、「各電算システムを統合、個人情報を総合的に利用」や、逆に「他部門の情報は利用できない」とする回答も各1割程度あった(第1図)。

なお、自由記入により組合員情報の活用方法をきいたところ、金融商品の推進対象ピックアップ、融資審査等が多かった。

(注4) 情報やその情報が蓄積されている資料・データベースの性格により、必ずしも頻繁に更新する必要がないものもあると考えられる(例えば営農状況など)。

(2) 組合員の異動状況

農家組合員の世代交代により、農協信用事業の基盤は変化しつつある。^(注5) その変化を把握する上で、組合員の異動状況は重要な情報である。

そこで今回調査では、組合員の加入脱退状況、脱退理由をきき、昭和62年度調査における同様の設問

と比較して変化をみた。また、正組合員資格の継承状況についても調べた。

(注5) 本誌99年12月号内田多喜生「高齢化による農家・農村の変化と農協事業への影響」参照。

a. 組合員の加入・脱退

加入・脱退数を昭和62年度調査と比較すると(第2表)、正組合員については加入数が減少する一方で脱退数が増加し、その結果正組合員数が減少に転じた。准組合員については加入数、脱退数ともに増加しており、全体として准組合員数は増加している。

正・准組合員の脱退理由(第3表)はともに死亡、予告、資格喪失が多い。最多の理由は正組合員では死亡、准組合員では予告である。昭和62年度の調査結果と比較すると正・准組合員ともに予告と死亡の割合が増加している。組合員の世代交代が進行していることがわかる。

なお、正組合員の脱退理由には地域差がある。死亡の割合が大きいののは東海、山陽、南関東など都市部に多く、予告の割合は北海道、南九州、四国、北九州といった農村部で大きくなっている。^(注6)

(注6) 農村部の上記地域で予告による脱退の割合が比較的大きいのは、農家における経営権委譲を反映している可能性も考えられる。

第2表 組合員の加入・脱退状況
(1 組合平均)

		(単位 人/組合)		
		加入数(a)	脱退数(b)	純増(a-b)
正組合員	62年度調査(n=459)	118.2	89.2	29.0
	今回調査(n=394)	73.7	103.0	29.3
准組合員	62年度調査(n=440)	144.0	60.4	83.6
	今回調査(n=401)	156.0	85.2	70.8

第3表 組合員の脱退理由

(単位 % , ポイント)

		脱退数(構成比)					
		計	予告	資格喪失	死亡	除名	その他
正組合員	62年度調査 (n = 459)	100.0	14.3	35.7	39.1	0.0	10.9
	今回調査 (n = 394)	100.0	20.3	21.8	43.1	0.0	14.8
	増減	100.0	6.0	13.9	4.0	0.0	3.9
准組合員	62年度調査 (n = 440)	100.0	32.1	31.1	22.5	0.1	14.3
	今回調査 (n = 401)	100.0	43.7	22.5	25.4	0.1	8.2
	増減	100.0	11.6	8.6	2.9	0.0	6.1

b . 正組合員の資格継承

正組合員が死亡した場合の資格継承について、家族が「新たに組合員になった」場合が多いとする回答が3分の2(66.6%)を占める。次いで「以前から家族が組合員になっている」(30.6%)が多く、「農協に加入しない」は0.5%と少なかった。

また、資格を継承する家族は「あとつぎ」が多いとする農協が83.5%と多く、同「配偶者」は16.5%であった。地域別にみると北海道、山陽、南九州、沖縄では「あとつぎ」の割合が3～6割と比較的少なく、それ以外の地域ではいずれも8割を上回って(注7)いる。

継承者の組合員資格は「正組合員が多い」とする農協が84.8%と多く、同「准組合員が多い」は9.1%、「正・准組合員が同程度」は6.1%であった。また、正組合員の死亡によって、以前から准組合員であった家族が正組合員になった例が「少しはある」とする農協が過半(58.8%)であったのに対して、同じく「ない」が26.6%、「かなりある」が14.6%であった。

全体としてみると、多くの農協で正組合員死亡後の資格継承者は、主に家のあとつ

ぎであり、その資格は正組合員となっているようである。しかし一部の農協では、継承者が准組合員となる場合も多いとみられる。また、正組合員の「生前に家族が加入」する例

が多いとする農協が3割を占めているが、これは一戸複数組合員化の結果であろう。

(注7) これらの地域では、家のあとつぎ(就農状態を問わない)が不在である組合員の割合が高い可能性がある。

4 . 貸出金等の動向

(1) 賃貸住宅建設資金の動向と要因

農協の賃貸住宅建設資金は組合員の相続対策等により増加しており、農協貸出金全体のうちでも自己住宅資金と並んで主要な増加要素の一つとなっている。

最近では賃貸住宅建設資金の増勢も鈍化してきており、10年度前半までには前年比伸び率が低下に転じたとみられる。その要因は何であろうか。

a . 賃貸住宅資金の増減要因

賃貸住宅資金の10年度貸出額(見込み)は前年と比べて「減少する」とみる農協が36.2%、次いで「増加する」(33.3%)、「横ばい」(30.4%)であり、いずれも30%台となった。減少を見込む農協が比較的多いものの他の回答との差はあまり大きくない。

こうした見込みに影響を与える要因（第4表）は、回答率（10%以上）の高い順に「賃貸住宅の需給環境」（51.0%）、「景気悪化による先行き不安」（37.2%）、「組合員の相続税対策」（35.9%）、「農協の賃貸住宅等建設資金貸出への取組」（19.6%）、「地域開発・都市化の動向」（15.4%）、「農協の資産管理事業への取組」（12.8%）、「低金利」（10.3%）であった。

こうした要因を貸出額の見込別に比較すると、貸出額の減少を見込む農協と増加を見込む農協では対照的な回答傾向がみられる。貸出額の減少を見込む農協では「賃貸住宅の需給環境」「景気悪化による先行き不安」の回答率が高い。それに対して、貸出額の増加を見込む農協ではこれらの回答率が低く、「組合員の相続税対策」以下、農協の取組、開発・都市化、コスト低下等の選択肢の回答率が比較的高い。

両者の特徴をまとめると、貸出額の減少を見込む農協では市場の需要を重視する傾

向が強く、貸出額の増加を見込む農協では組合員による供給側の要因を重視する傾向が強いといえよう。

b. 空室率の動向

賃貸住宅の需給動向をみるために組合員が建設した貸家（過去に建てたものを含む）の空室率について最近1年間の動向をきいたところ、「横ばい」（75.6%）が多数を占めたものの、「上昇した」（14.3%）が「低下した」（10.1%）を上回った。

農協賃貸住宅資金には、組合員の世代交代に対応した相続対策という資金需要要因があるものの、景気悪化および賃貸住宅需給悪化の影響がでてきたようである。

（2）市町村・地方公社貸付金の内容

近年、市町村は景気低迷による税収不足等を背景として負債を増大させており、そのなかでも特に民間金融機関からの借入が拡大している。農協についても市町村・地

方公社貸付金が伸長しており、貸出金全体の伸びが低下するなかで貸出金増加の下支えとなっている。

しかしながら、市町村・地方公社貸付金には長期の貸付も多く、金利リスク

第4表 賃貸住宅資金の貸出額見込とその要因

（単位：%）

	賃貸住宅資金の10年度貸出額見込			
	増加する (n = 104)	横ばい (n = 95)	減少する (n = 113)	全組合 (n = 312)
賃貸住宅の需給環境	13.5	60.0	77.9	51.0
景気悪化による先行き不安	0.0	41.1	68.1	37.2
組合員の相続税対策	68.3	41.1	1.8	35.9
農協の賃貸住宅等建設資金貸出への取組	36.5	13.7	8.8	19.6
地域開発・都市化の動向	26.0	15.8	5.3	15.4
農協の資産管理事業への取組	23.1	10.5	5.3	12.8
低金利	22.1	8.4	0.9	10.3
組合員の固定資産税対策	18.3	10.5	0.0	9.3
他金融機関からの借換え動向	16.3	8.4	3.5	9.3
宅建業者等の取組	11.5	6.3	6.2	8.0
建設費低下	1.0	3.2	0.9	1.6
その他	5.8	2.1	7.1	5.1

（注）1.色網掛けは全組合を10ポイント以上上回るもの。
2.複数回答、三つまで選択。

第5表 市町村・地方公社貸付金の内容
(最近1年間,複数回答)

(単位 百万円,年,%)

	金利の型	回答数		1件当たり 貸付金額	貸付金額による加重平均値	
		組合数	件数		貸付期間	金利
市町村	固定	201	407	231.6	8.2	1.99
	変動	13	20	649.9	7.6	2.03
	選択型	2	4	174.3	17.0	1.92
地方公社	固定	125	244	395.1	3.0	1.65
	変動	40	82	237.5	3.7	1.78
	選択型	3	6	99.8	6.8	1.75

(注) 最近1年間における市町村・地方公社貸付のうちで貸出金額の多いもの3件までを回答。

や信用リスクを十分考慮する必要がある。そこで,今回調査では現状を明らかにするため,貸付条件の内容と農協,市町村・地方公社,他金融機関のスタンスを調べた。

a. 貸付金の概要

まず,市町村・地方公社貸付金の内容(最近1年間で一度の貸付額が多い順に3件まで)を金利型別に集計して比較した。

特徴をみると,まず金利型については市町村・地方公社とも固定金利型が中心であるが,一部に変動金利型,固定金利選択型(以下,選択型と呼ぶ)がみられる点が注目さ

れる。

市町村と比較すると地方公社の方が変動金利の割合が高く,貸付期間(平均値)が短く,金利(平均値)が低い(第5表)。

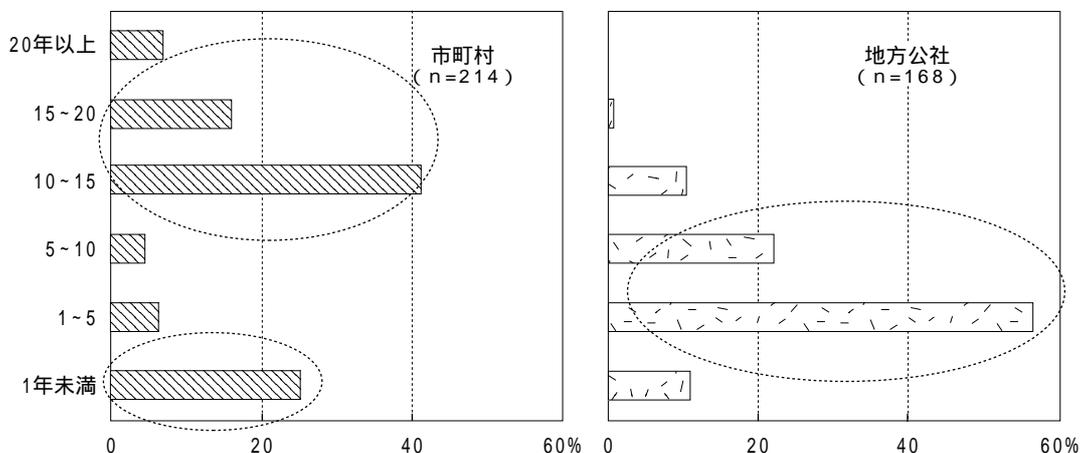
b. 貸付期間および金利の分布

しかし,貸付期間や金利については,平均値だけでは十分な情報が得られない。貸付期間の分布は市町村と地方公社でパターンが異なっている(第2図)。すなわち,市町村貸付は1年未満の短期と10年以上の超長期が多いのに対して,地方公社貸付は1年以上10年未満の長期が多い。

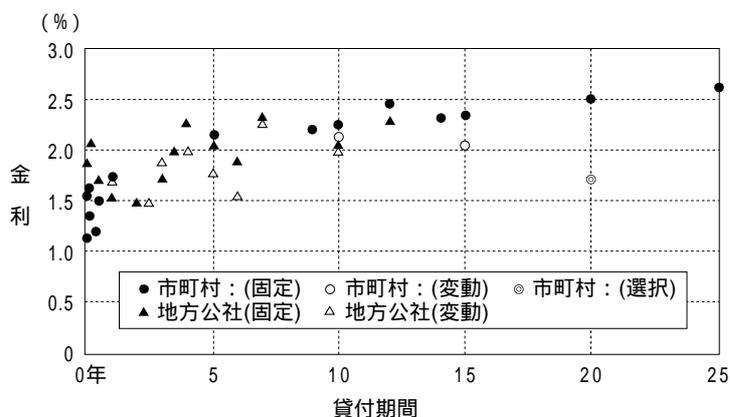
なお,件数の多い固定金利の市町村貸付について,貸付期間の分布を詳細にみたところ,長期では10年,15年,20年と5年刻みの貸付期間が多かった。また,貸付期間の最長例は25年であった。

次に貸付期間と金利の散布図をみると,各金利型の市町村・地方公社貸付金が全体

第2図 市町村・地方公社貸付金の貸付期間分布



第3図 市町村・地方公社貸付金のイールドカーブ
(金利の型別)



(注) 1. 同じ貸出期間のデータが3件以上あるもののみ。
2. 金利は貸出期間ごとの平均値。

として右上がりのイールドカーブをなして
(注8)
いる(第3図)。

貸付先別にみると、地方公社貸付の金利は短期では市町村貸付より高いが長期では
(注9)
むしろ低い。

金利型別にみると、変動型、選択型は同一貸付期間の固定型よりも金利水準が低い傾向がある。

また、各金利型の貸付期間分布をみると、市町村貸付は期間10年以上で変動型、選択型がみられる。地方公社貸付は期間1~10年の変動型がみられる。

(注8) データのばらつきを調整するため、図は同じ貸付期間の貸付が3件以上あるもののみについてその平均値を表示しており、本文の記述も第3図に基づいている。

(注9) 単純に信用リスクからみれば市町村貸付の方が金利が低くなるはずである。地方公社の金利が低くなった要因としては農協との取引関係や、個別案件の資金使途、貸付を行った時期による金利水準の違い等が想定される。

(3) 市町村・地方公社貸付に対する姿勢

市町村・地方公社貸付に関して、貸し手である農協と他金融機関、借り手である市町村・地方公社の姿勢はどのようなものであるか。

a. 農協の姿勢

市町村・地方公社貸付に対する見方をきいた(複数回答、三つ以内を選択)ところ、「信用リスクが

少ないので安心」(70.7%)、次いで「貸出金利が低い」(56.3%)、「貸出伸長になる」(51.7%)の回答率が過半となった。また、「金利リスクが問題」とする回答が41.5%あった(第6表)。

これらのうち、と対照的な選択肢「財政の先行きに不安がある」の回答率は6.3%と低かった。についても対照的な選択肢「金利リスクはヘッジするので問題なし」(0.6%)の回答率は低かった。また、については類似した選択肢「他の貸出が伸びず重要度が増している」(27.3%)も比較的回答率が高かった。

第6表 市町村・地方公社貸付金に対する見方
(n = 352, 複数回答)

(単位 %)	
	回 答 率
信用リスクが少ないので安心	70.7
貸出金利が低い	56.3
貸出伸長になる	51.7
金利リスクが問題	41.5
他の貸出が伸びず重要度が増している	27.3
財政の先行きに不安がある	6.3
金額が大きく対応しきれない	1.4
金利リスクはヘッジするので問題なし	0.6

こうしたことからみて、市町村・地方公社貸付に対する認識として、信用リスクの低さ、低金利ないし金利リスクに対する意識の強さ、貸出伸長の上での重要性は多くの農協に共通しているようである。

さらに選択肢間の関係を整理して農協間の姿勢の違いを把握するため、統計的な手法(主成分分析)による要約を行った。その結果得られた選択肢の散布図(第4図)からは、組合間の回答傾向の違いを説明する要因として(i)リスクとメリットの有無、(ii)量的拡大と金利のいずれを重視するか、という二つの分析軸が見て取れる。

(i)からは市町村・地方公社貸付のリスクを重視する回答傾向の組合と、メリット

(リスクは少なく貸出伸長になる)を重視する回答傾向の組合が分かれていることがわかる。同様に(ii)からは貸出金利の低さを重視する組合と、他の貸出が伸びないなかで貸出伸長への寄与度を重視する組合が分かれていることがわかる。

b. 借入側および他金融機関の姿勢

次に、借り手である市町村・地方公社のスタンスをみるため、市町村・地方公社貸付金の繰上償還があったかどうかきいたところ、「あった」とする回答が39.4%あった。

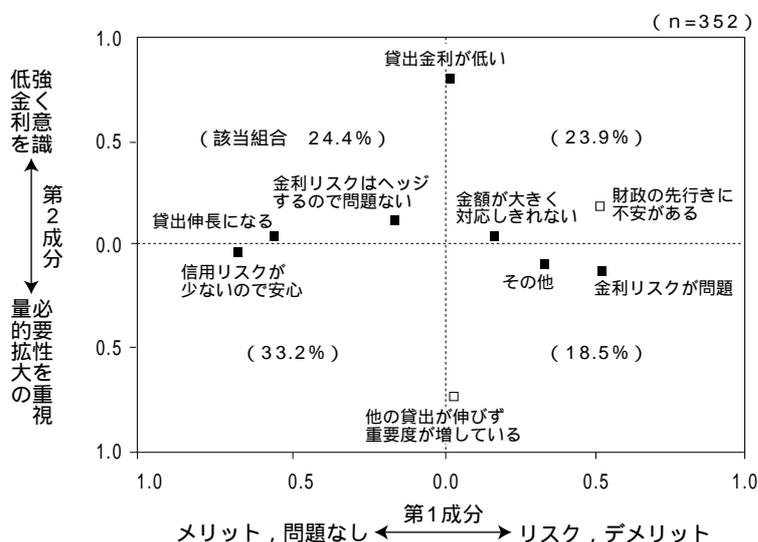
地方財政の悪化から地方公共団体では資金調達コストに対する意識が高まっている

とみられる。この調査結果もそうした動向を反映したものであるう。

また、他金融機関のスタンスをみるため、競合先金融機関の融資姿勢をきいたところ「やや積極的」が45.5%と半数近く、「かなり積極的」が32.6%となった。両者を合わせると8割近くの組合が積極的とみていることがわかる。(注10)

市町村・地方公社貸付金は長期、固定金利のものも多く、超低金利の現状では金利リスクを十分考慮する必要がある。また、繰上償還にみられるように市町村・地方公社は調達コストを意識した資金調達を行って

第4図 選択肢間の関係整理による農協のスタンス把握
主成分分析による因子負荷量(バリマックス回転)



(注) 1. 主成分分析は多くの変数(ここでは選択肢)の情報を少数の変数(主成分)に要約する統計手法。
 2. ここでは第1,第2主成分の解釈(図中の縦軸・横軸に表記)により選択肢間の関係を読み取っている。
 3. 図中で近くにある項目同士は同じ組合で回答される割合が高い。逆に離れた項目同士は回答組合が分かれる割合が高い。
 4. したがって近くにある複数項目のまとまりは、そのような回答傾向をもつ組合群があることを示す。
 (参考) ここでの主成分分析はカテゴリカル主成分分析である。

るようである。さらに、多くの農協管内には積極的な融資姿勢をとっている競合金融機関があり、競争も厳しい。

それに対して農協では、変動型・選択型金利による貸付が浸透しつつある、貸出金伸長への寄与を評価しつつ低金利ないし金利リスクを意識して貸付を行う、といった対応がみられるといえよう。

(注10) 当然ながら、各農協管内において個別金融機関による姿勢の違いがあることは考慮する必要がある。実際、日銀の統計(業種別貸出残高)によれば地銀および第二地銀の市町村向け貸出金残高は7年度以降、前年比伸び率の低下が続いている。

一方、現地調査等によれば、自己資本比率算出上のリスクウェイトがゼロであることから、自己資本比率対策の意味もあって金融機関が積極的に地方公共団体向け貸出を行う例もあるという。

(4) 他金融機関のいわゆる貸し渋り

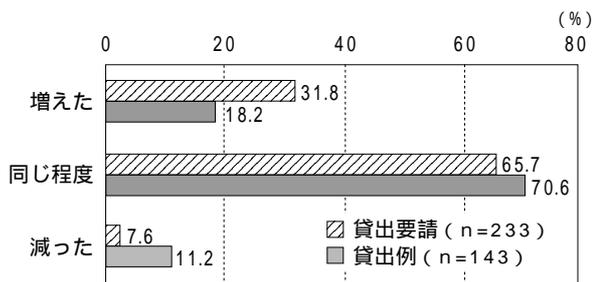
9年秋ごろから中小企業等に対する金融機関の貸し渋りが社会問題となり、本調査でも9年度第2回、10年度第1回の各調査で取り上げてきた。

今回調査ではまず他金融機関のいわゆる貸し渋りによる農協への資金需要について、前回までの調査結果と比較して変化をみた。また、新たにそうした資金の内容についても調べた。

a. 資金需要と貸出例の有無

他金融機関のいわゆる貸し渋りによる農協への資金需要があったかどうかきいた(対象期間は10年6月から10月まで)ところ、貸出依頼を受けたとする組合が56.4%(=

第5図 農協への資金需要の変化
(他金融機関の貸し渋り)



(注) 貸出依頼、貸出例があったとする組合のみの集計。

少し54.3+かなり2.1)、貸出例があるとする組合が35.2%(=少し35.0+かなり0.2)であった。この割合は前年同期よりは増加しているものの、前回調査より減少している。ただし、前回調査の対象期間(9年11月から10年5月まで)は年末および年度末を含んでいるために特に大きな値となった可能性がある。したがって、趨勢的に貸し渋りの面的広がりが縮小したとは必ずしもいえない。

貸出依頼と貸出例の件数がどう変化(最近半年とそれ以前の半年を比較)したかきいたところ、ともに「同じ程度」とする組合が7割程度を占めており、また「増えた」とする組合が「減った」とする組合を上回った(第5図)。

貸し渋りが生じている地域の農協管内では直前半年間の貸し渋りがそれ以前の半年間に比べて増えているようであるが、農協の貸出姿勢は引き続き慎重とみられる。

b. 貸出金額と資金用途

他業態の貸し渋りに対応した貸出金額(最近半年間)をきいたところ、1組合当た

り平均値は100.7百万円(n = 117)であった。貸出金額の分布をみると貸出金額5千万円未満の組合が6割以上を占めており、貸出金額5億円以上の組合は2.6%にすぎない。

こうした貸出金の資金使途をきいた(複数回答)とこ

ろ、貸出例があるのは「農外事業資金(組合員)」(51.6%)が過半で最も多く、次いで「自己住宅資金」(42.5%)、「生活資金」(30.1%)、「賃貸住宅等資金」(21.6%)、「農外事業資金(員外)」(20.9%)等であった。また、「農業資金」(15.7%)や「地方公共団体向け」(6.5%)の回答もあった。

農外事業資金(組合員および員外向け)の業種をきいた(複数回答)ところ、「土木建設」が回答率61.5%と特に多く、次いで「小売・流通」(26.0%)、「製造業」(25.0%)、「不動産」(20.8%)等であった。

(5) 資産の自己査定と償却・引当

10年度からの金融機関経営の早期是正措置実施に伴い、9年度には農協でも資産の自己査定が導入された。

ここでは自己査定実施にあたっての課題と、貸出金や有価証券等の運用姿勢への影響をきいた。

a. 自己査定の課題と影響

9年度における資産の自己査定で難しかった点は「債務者の経営状況の把握」(66.2

第7表 自己査定実施による資産運用面での変化
(n = 413, 複数回答)

	(単位 %)
	回答率
貸出の審査を今まで以上に厳しくするようになった	60.0
新規貸出について慎重になった	59.1
貸出にできるだけ機関保証をつけるようになった	50.6
経済事業未収金の管理を強化した	46.0
貸出に際してリスクウェイトを意識するようになった	39.2
既往の貸出に追加で保証人・担保を徴求するようになった	18.6
担保掛け目を引き下げた	16.5
貸出にできるだけ保証人をつけるようになった	15.3
有価証券の運用に際してリスクウェイトを意識するようになった	15.3
リスクに見合った金利設定を意識するようになった	7.7

%), 次いで「自己査定の作業日程がきつかった」(52.2%)、「担保の再評価」(42.2%)であった。

なお、難しかった「担保の再評価」の具体的内容(自由記入)としては、「土地価格の低下」「農用地の評価」(a)、「路線価のない物件評価」(b)、「建物の評価」「売買事例不足」(c)、「統一した評価方法がとれない」等があげられた。

このうち特に、土地の評価自体が難しいとの指摘(a, b, c)が注目される。農協貸出の土地担保には中山間地の土地や農地があり、地域によっては取引事例の少ない場合も十分考えられるためである。

9年度の自己査定実施による貸出等資産運用面での変化として、「貸出審査を今まで以上に厳しくするようになった」(60.0%)、「新規貸出について慎重になった」(59.1%)、「貸出にできるだけ機関保証をつけるようになった」(50.6%)、「経済事業未収金の管理を強化した」(46.0%)、「貸出に際してリスクウェイトを意識するようになった」(39.2%)などをあげる組合の割合が多い(第7表)。

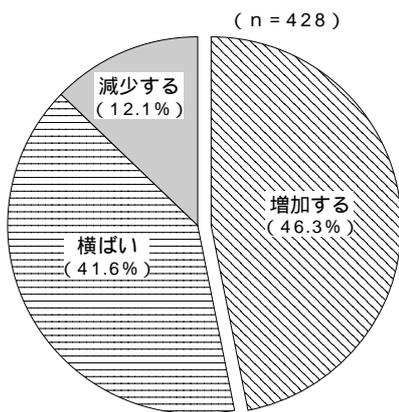
b. 10年度の償却・引当額と要因

10年度の償却額，引当額は9年度に比べ「増加」と回答した組合が46.3%と半数近くあり，同「横ばい」が41.6%，「減少」が12.1%である。

10年度の償却額，引当額が9年度に比べ増加する組合では，その理由として，「景気悪化等で貸出先の経営内容や所得等が悪化し，回収懸念先が増加すると見込まれる」（78.2%）をあげる組合が最も多く，次いで「地価下落等により担保価値の低下が見込まれる」（49.2%），「決算期が3月以外のため，10年度決算から自己査定を実施する」は8.6%となっている（第6図）。

以上の結果からみて，自己査定の実施は債権管理の強化，リスクウェイトに対する意識の高まり，貸出姿勢の慎重化，等をもたらしたといえよう。また，景気悪

第6図 10年度の信用事業に関する償却，引当額見込（前年度比）



増加の理由（n=197，複数回答）（単位 %）

景気悪化等で貸出先の経営内容や所得等が悪化し回収懸念先が増加すると見込まれる	78.2
地価下落等により担保価値の低下が見込まれる	49.2
決算期が3月以外のため，10年度決算から自己査定を実施	8.6

化や地価下落の影響が大きいとはいえ，上記～のような変化が償却・引当額の増加見込みにも反映されているのであろう。

5. まとめ

(1) 調査結果のまとめ

組合員台帳やメイン業務システムを中心にして組合員情報の蓄積がなされている。組合員台帳のデータベース化が進んでいるほか，各部門の電算システムを統合して総合的な組合員情報を利用している農協もあった。

多くの農協で正組合員死亡後の資格継承は，主に家のあとつぎであり，その資格は正組合員となる場合が多いようである。しかし一部の農協では，継承者が准組合員となる場合も多いとみられる。また，一戸複数組合員化により，正組合員の死亡時点で既に家族が加入している例がかなりあるとみられる。

農協賃貸住宅資金には，組合員の世代交代に対応した相続税対策等の資金需要要因があるものの，景気悪化および賃貸住宅需給悪化の影響がでてきたようである。

市町村・地方公社貸付金は長期，固定金利のものも多く，超低金利の現状では金利リスクを十分考慮する必要がある。借り手である市町村・地方公社は繰上償還にみられるように調達コストを意識した資金調達姿勢を強めているともみられる。また，他金融機関との競争もある等，農協からみた市町村・地方公社向けの融資環境は厳しい

面もある。それに対して農協では、変動型・固定金利選択型の金利による貸付が浸透しつつある、貸出金伸長への寄与を評価しつつ低金利ないし金利リスクを意識して貸付を行う、といった対応がみられる。

貸し渋りが生じている地域の農協管内では直前半年間の貸し渋りがそれ以前の半年間に比べて増えているようであるが、農協の貸出姿勢は引き続き慎重とみられる。

自己査定の実施は、債権管理の強化、リスクウェイトに対する意識の高まり、貸出姿勢の慎重化、等をもたらしたとみられる。

(2) 金融自由化後の経営環境に適應

しようとする農協の動き

金融自由化、組合員の世代交代、長期にわたる不況など、農協信用事業をめぐる経営環境の動きは不安定になっている。今回の調査結果からは、農協信用事業がこうした環境変化に対応して経営管理を強化する新しい動きが見て取れる。

組合員の世代交代が進むなかで組合員情報の電子化のように新しく高度なサービス提供の基礎となりうる動きが進んでいる。

景気悪化の影響は広範にみられる。償

却・引当増加見込みの要因にもみられるように、景気悪化や地価下落により貸出の信用リスクは増大していると考えられる。また、賃貸住宅資金の需要にも景気悪化が影響を落としている。

市町村・地方公社貸付についても、金利リスクや地方財政の悪化を意識して、量的な拡大とリスクのバランスを慎重にはからねばならなくなっている。

さらに、賃貸住宅の需給や、市町村・地方公社の繰上償還など、市場における各種変動への速やかな対応がより一層重要になっており、そのためにもリスクと収益の総合的な管理が求められる。

そうした意味で、自己査定導入のインパクトは経営管理強化の面に影響を与えていると考えられる。

このように、今回の調査結果からは、農協が金融自由化後の新しい環境に適應しようとしていく方向が見えてくる。特に、市町村・地方公社貸付金への対応や自己査定導入後の資産運用面での変化等に端的にみられるように、重要性を増しているリスクや収益の管理面で対応強化が進みつつあるといえるのではないかと。

(平澤明彦・ひらさわあきひこ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(49)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(49)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(49)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(50)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(50)
6. 農業協同組合 主要勘定	(50)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(52)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(52)
9. 金融機関別預貯金残高	(53)
10. 金融機関別貸出金残高	(54)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1994. 2	29,796,490	8,861,999	4,969,803	5,338,373	16,773,213	14,465,314	7,051,392	43,628,292
1995. 2	28,173,061	9,208,776	6,304,186	5,354,456	14,008,310	15,848,762	8,474,495	43,686,023
1996. 2	30,425,956	9,151,409	4,790,300	5,198,214	15,967,085	15,696,996	7,505,370	44,367,665
1997. 2	29,259,216	8,949,848	5,671,257	5,029,534	12,818,126	15,735,168	10,297,493	43,879,321
1998. 2	28,027,273	7,814,844	14,595,711	6,691,003	10,342,805	16,964,261	16,439,759	50,437,828
1998. 9	26,455,075	7,558,726	14,137,566	3,584,532	9,740,393	14,444,389	20,558,190	48,327,504
10	26,631,212	7,533,183	14,619,405	3,694,939	11,038,928	14,790,096	19,163,314	48,687,277
11	26,371,260	7,437,001	14,603,827	4,126,906	11,099,131	14,614,121	18,571,930	48,412,088
12	26,485,505	7,321,088	15,082,797	4,341,400	12,199,185	14,593,314	17,755,491	48,889,390
1999. 1	26,612,829	7,331,312	13,534,376	3,980,308	12,715,113	14,414,634	16,368,462	47,478,517
2	26,963,472	7,282,665	14,022,616	4,404,317	13,114,406	14,684,910	16,065,120	48,268,753

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

1999年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	23,837,380	6,355	19,271	34	234,132	-	24,097,173
水産団体	1,019,582	20	7,463	15	19,441	-	1,046,521
森林団体	2,499	25	1,964	74	533	-	5,094
その他出資団体	4,715	614	1,272		1,515	-	8,116
出資団体計	24,864,176	7,014	29,970	123	255,621	-	25,156,904
非出資団体計	415,343	171,929	203,362	142,765	854,664	18,507	1,806,568
合計	25,279,519	178,943	233,331	142,888	1,110,285	18,507	25,963,472

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

1999年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	110,290	936,310	37,441	24	1,084,065
	開拓団体	3,123	1,288			4,411
	水産団体	94,224	68,757	47,434	1,519	211,934
	森林団体	25,025	24,372	1,401	341	51,139
	その他出資団体	576	10,746	260		11,582
	出資団体小計	233,237	1,041,473	86,537	1,884	1,363,131
	その他系統団体等小計	345,531	53,655	188,070	1,263	588,519
計	578,768	1,095,128	274,607	3,147	1,951,650	
関連産業	3,434,683	528,585	3,985,901	149,585	8,098,754	
その他	3,187,431	1,331,314	115,761	-	4,634,506	
合計	7,200,882	2,955,027	4,376,269	152,732	14,684,910	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
1998. 9	1,242,184	25,389,028	26,631,212	12,060	7,558,726
10	1,156,486	25,378,203	26,534,689	15,930	7,533,183
11	1,439,979	24,931,281	26,371,260	74,500	7,437,001
12	1,471,626	25,013,879	26,485,505	51,590	7,321,088
1999. 1	1,548,650	25,064,179	26,612,829	46,010	7,331,312
2	1,674,461	25,289,011	26,963,472	56,960	7,282,665
1998. 2	2,068,189	25,959,084	28,027,273	11,040	7,814,844

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
1998. 9	76,403	3,508,128	9,740,393	3,033,501	210,549		2,325,203
10	197,980	3,496,958	11,038,928	4,018,305	57,776	408,000	2,912,465
11	164,329	3,962,575	11,099,131	3,576,292	57,516	369,500	2,748,608
12	214,144	4,127,255	12,199,185	4,524,246	82,283	205,700	2,678,989
1999. 1	205,896	3,774,412	12,715,113	4,944,043	240,658	580,500	2,590,105
2	209,549	4,194,768	13,114,406	5,325,604	360,929	382,800	2,955,027
1998. 2	194,689	6,496,312	10,342,805	1,905,832	532,753	633,800	5,332,896

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
1998. 9	46,852,364	45,304,297	154,120	59,091	909,060
10	46,928,959	45,300,738	157,440	59,134	909,109
11	46,749,601	45,007,881	156,060	59,132	909,118
12	47,449,598	45,210,490	137,830	22,068	910,449
1999. 1	46,654,714	45,055,948	146,040	22,039	911,446
2	46,890,438	45,111,015	125,170	22,036	911,450
1998. 2	47,087,550	45,401,431	94,410	69,585	861,624

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コールローンを金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
1998. 8	13,986,574	54,736,675	68,723,249	1,060,077	828,612
9	13,873,884	54,471,055	68,344,939	1,098,146	864,483
10	14,429,664	54,278,933	68,708,597	1,025,793	792,768
11	14,383,882	54,226,418	68,610,300	1,023,137	792,674
12	15,217,145	54,732,949	69,950,094	962,011	736,347
1999. 1	14,311,491	54,599,535	68,911,026	973,885	748,749
1998. 1	13,517,902	54,966,154	68,484,056	1,070,860	836,400

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,174,006	3,810,020	1,124,999	8,016,481	48,327,504
1,094,931	4,405,905	1,124,999	7,977,640	48,687,277
1,194,879	4,570,259	1,124,999	7,639,190	48,412,088
1,229,812	4,819,948	1,124,999	7,856,448	48,889,390
521,141	4,292,942	1,124,999	7,549,284	47,478,517
1,312,838	4,144,141	1,124,999	7,383,678	48,268,753
1,024,090	4,343,248	274,999	8,942,334	50,437,828

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
7,371,351	4,599,588	148,245	14,444,389	7,406,690	10,553	12,930,399	48,327,504
7,308,440	4,408,194	160,996	14,790,096	6,094,694	4,176	12,598,669	48,687,277
7,239,480	4,475,888	150,144	14,614,121	5,353,928	536	12,790,452	48,412,088
7,231,746	4,520,081	162,497	14,593,314	5,673,504	34	11,793,971	48,889,390
7,245,323	4,420,452	158,752	14,414,634	5,209,466	883	10,336,955	47,478,517
7,200,882	4,376,269	152,732	14,684,910	5,495,343	169	9,825,879	48,268,753
6,689,781	4,755,870	185,712	16,964,261	2,194,440	1	13,078,767	50,437,828

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
58,812	28,565,407	27,585,857	142,500	528,023	11,490,173	6,871,253	702,723
47,335	28,938,095	28,006,226	97,000	532,985	11,483,150	6,668,580	708,504
57,311	28,875,828	27,843,941	96,000	531,159	11,485,248	6,615,385	708,556
159,288	29,372,019	28,151,479	83,000	534,956	11,647,971	6,614,809	708,557
62,042	28,694,348	27,615,059	43,000	534,954	11,779,049	6,576,278	707,555
55,922	28,763,502	27,695,520	57,000	535,864	11,862,516	6,575,227	681,886
67,057	30,392,337	29,411,826	103,400	529,935	11,314,859	6,551,587	723,608

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
309,603	44,690,276	43,940,055	4,478,204	1,188,962	21,668,038	559,966	1,817
303,236	44,395,934	43,591,428	4,415,725	1,140,568	21,730,080	558,866	1,816
288,849	44,526,274	43,757,607	4,470,855	1,190,708	21,684,646	552,477	1,789
324,184	44,318,160	43,507,037	4,465,111	1,204,934	21,734,717	539,401	1,785
346,792	45,319,139	44,372,633	4,556,503	1,307,110	21,754,675	533,156	1,780
298,999	44,374,725	43,573,438	4,612,784	1,363,420	21,643,085	527,224	1,775
289,714	44,722,004	43,981,694	4,360,160	1,390,162	21,014,867	561,500	2,035

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
1998. 11	2,241,062	1,857,962	50,274	42,019	6,420	1,239,081	1,202,727	222,017	848,607	
12	2,270,101	1,858,698	50,973	42,027	7,416	1,266,611	1,211,471	221,452	850,775	
1999. 1	2,227,836	1,856,269	50,302	42,046	6,187	1,239,278	1,211,345	222,121	836,454	
2	2,236,012	1,858,164	50,435	42,063	6,113	1,249,703	1,221,137	219,012	838,703	
1998. 2	2,211,157	1,872,685	51,753	41,336	4,990	1,328,270	1,302,979	176,354	808,985	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
1998. 9	1,559,901	1,149,120	551,947	423,607	173,919	8,074	1,361,180	1,268,267	23,870	662,765	33,777	1,056
10	1,582,475	1,145,065	546,201	419,174	171,247	7,950	1,383,345	1,287,573	23,458	657,250	33,410	1,035
11	1,539,880	1,125,099	533,614	408,696	170,190	8,310	1,342,031	1,255,530	23,853	647,699	31,774	1,027
12	1,571,363	1,114,594	526,561	400,137	168,930	7,545	1,369,344	1,276,207	24,703	639,731	31,784	1,012
1997. 12	1,734,092	1,236,535	567,295	428,524	181,126	7,973	1,511,489	1,397,110	25,127	691,841	39,716	1,146

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 現在、漁協系統では、漁協信用事業の信漁連への譲渡等に取り組んでおり、1992年4月以降は、それ以前と各勘定残高は連続していない。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残 高	1995. 3	676,562	496,692	2,177,804	1,685,475	615,027	941,476	243,414	1,975,902	
	1996. 3	675,725	483,934	2,198,667	1,677,646	613,725	962,234	227,309	2,134,375	
	1997. 3	676,963	472,553	2,144,063	1,687,316	612,651	977,319	221,668	2,248,872	
	1998. 2	687,042	470,876	2,180,742	1,675,451	595,799	988,529	214,815	2,401,786	
	3	684,388	468,215	2,140,824	1,690,728	606,607	984,364	213,530	2,405,460	
	4	685,142	467,775	2,135,829	1,687,480	598,209	987,801	212,701	2,425,356	
	5	683,504	467,027	2,115,113	1,699,417	601,465	991,080	212,188	2,430,675	
	6	691,180	472,996	2,147,035	1,721,636	603,856	996,245	211,336	2,454,934	
	7	687,545	469,629	2,127,704	1,691,926	599,801	992,429	209,351	2,464,488	
	8	687,232	471,355	2,145,647	1,691,600	597,062	993,545	208,661	2,476,914	
	9	683,450	468,524	2,135,596	1,692,369	603,556	992,637	207,762	2,477,328	
前 年 同 月 比 増 減 率	10	687,068	469,290	2,144,138	1,678,048	596,156	997,417	206,463	P 2,482,944	
	11	686,103	467,496	2,119,207	1,696,329	625,700	1,000,410	P 205,338	P 2,482,594	
	12	699,501	474,496	2,122,732	1,719,473	639,854	1,023,629	P 207,462	P 2,514,127	
	1999. 1	689,110	466,547	(P 1,962,803)	(P 1,682,215)	P 627,700	P 1,008,754	P 204,933	P 2,521,667	
	2	P 691,753	468,904	(P 1,983,298)	(P 1,694,700)	P 630,185	P 1,011,604	P 204,311	P 2,530,599	
	1995. 3	3.4	1.2	1.6	2.3	3.1	4.1	2.6	7.7	
	1996. 3	0.1	2.6	1.0	0.5	0.2	2.2	6.6	8.0	
	1997. 3	0.2	2.4	2.5	0.6	0.2	1.6	2.5	5.4	
	1998. 2	1.0	1.4	2.2	1.7	1.0	1.4	3.0	6.8	
	3	1.1	0.9	0.2	0.2	1.0	0.7	3.7	7.0	
4	1.2	0.7	1.1	0.5	1.0	0.7	3.5	6.9		
5	1.2	0.0	2.8	0.8	0.8	0.9	2.9	6.9		
6	1.3	0.2	3.1	0.5	0.9	1.0	3.3	6.9		
7	1.1	0.5	3.0	0.3	1.0	0.8	3.8	6.9		
8	1.0	0.7	1.1	0.0	1.5	0.3	4.3	6.8		
9	0.9	0.8	0.3	0.2	1.6	0.5	4.8	6.9		
10	0.8	1.0	2.6	0.8	0.6	1.5	4.5	P 6.7		
11	0.5	1.2	1.1	0.4	3.8	1.1	P 5.0	P 6.4		
12	0.5	1.2	2.8	0.4	4.7	1.7	P 4.8	P 5.7		
1999. 1	0.6	1.0	(P 10.3)	(P 0.7)	P 5.6	P 2.3	P 4.6	P 5.5		
2	P 0.7	0.4	(P 9.1)	(P 1.1)	P 5.8	P 2.3	P 4.9	P 5.4		
発表機関	農 林 中 金 推 進 部			全 銀 協 調 査 部	地 銀 協 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 政 省 金 局	

(注) 1. 農協, 信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
 2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3. 都銀及び地銀残高の速報値(P)は, オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率(P)は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。
 4. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は、北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局	
残	1995. 3	180,948	94,871	2,184,937	1,309,420	526,663	679,157	190,575	10,823	
	1996. 3	189,829	92,114	2,166,716	1,353,825	531,461	698,982	186,643	11,213	
	1997. 3	199,493	59,545	2,140,890	1,359,955	532,803	702,014	172,721	10,756	
	高	1998. 2	205,230	60,309	2,203,989	1,388,224	526,421	706,283	169,187	9,668
		3	208,280	61,897	2,123,038	1,380,268	525,217	704,080	168,221	10,010
		4	208,389	60,848	2,158,400	1,365,763	517,260	697,670	165,085	P 10,008
		5	208,153	61,041	2,171,878	1,350,765	516,673	697,807	161,384	P 10,265
		6	208,366	60,583	2,187,205	1,344,431	513,852	694,329	160,597	P 9,827
		7	209,651	60,933	2,199,532	1,349,231	515,139	696,552	160,408	P 9,560
		8	210,583	61,590	2,209,304	1,349,768	514,396	695,972	160,155	P 9,673
		9	211,219	63,503	2,157,378	1,363,186	518,240	700,069	160,461	P 9,993
		10	210,831	61,426	2,202,532	1,368,802	514,041	706,006	160,277	P 10,120
11		211,467	60,893	2,164,631	1,365,494	530,354	710,431	P 160,458	P 10,425	
12		211,742	60,887	2,201,454	1,401,909	542,588	728,456	P 161,488	P 9,232	
率		1999. 1	210,690	60,512	P 2,211,748	P 1,389,504	P 537,708	P 722,205	P 159,293	P 9,248
	2 P	211,742	60,501	P 2,208,463	P 1,389,453	P 536,915	P 721,005	P 157,998	P 9,280	
前 年 同 月 比 増 減 率	1995. 3	2.8	2.4	1.7	1.6	2.6	2.7	2.4	6.4	
	1996. 3	4.9	2.9	0.8	3.4	0.9	2.9	2.1	3.6	
	1997. 3	5.1	35.4	1.2	0.5	0.3	0.4	7.5	4.1	
	前 年 同 月 比 増 減 率	1998. 2	4.8	9.3	2.5	2.5	0.4	0.9	1.8	5.4
		3	4.4	3.9	0.8	1.5	1.4	0.3	2.6	6.9
		4	4.3	3.4	1.4	1.2	1.3	0.3	3.3	P 6.0
		5	4.2	2.9	1.7	0.7	1.5	0.2	5.3	P 5.3
		6	4.1	4.2	2.7	0.6	1.7	0.2	5.6	P 6.6
		7	4.1	5.9	3.2	0.5	2.0	0.0	5.7	P 5.1
		8	4.0	7.4	3.2	0.3	2.6	0.8	6.0	P 4.7
		9	3.8	6.2	2.0	0.5	2.4	0.2	6.0	P 6.3
		10	3.8	5.6	4.2	1.0	2.4	0.9	5.7	P 5.9
11		3.5	6.2	0.3	0.0	0.0	0.9	P 5.6	P 5.6	
12		3.4	6.1	0.1	0.3	1.1	2.0	P 5.4	P 3.5	
率		1999. 1	3.3	3.1	P 0.3	P 0.2	P 1.9	P 2.1	P 6.0	P 3.4
	2 P	3.2	0.3	P 0.2	P 0.1	P 2.0	P 2.1	P 6.6	P 4.0	
発表機関	農 林 中 金 推 進 部			全 銀 協 調 査 部	地 銀 協 企 画 調 査 部	第 二 地 銀 協 統 計 課	全 信 連 総 合 研 究 所	全 信 組 中 央 協 会	郵 政 省 貯 金 局	

- (注) 1. 表9(注)1, 2, 3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
 2. 貸出金には金融機関貸付金, コールローンを含まない。ただし, 信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また, 都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。
 3. 都市銀行及び第2地方銀行の1998年11月分計数以降は, 北海道拓殖銀行が中央信託銀行と北洋銀行に営業譲渡したことから数字は不連続となる。